

ンターにおいて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）のある児童に対して行わられるものに限る。第二十二条の五の二第一号及び第二十二条の五の二十九条第一項において同じ。）を行うことをいう。

この法律で、放課後等ディサービスとは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）又は専修学校等（同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下この項において同じ。）に就学している障害児（専修学校等に就学している障害児にあつては、その福祉の増進を図るために、授業の終了後又は休業日における支援の必要があると市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が認める者に限る。）につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他内閣府令で定める状態にある障害児であつて、児童発達支援又は放課後等ディサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに生活能力の向上のために必要な支援その他の内閣府令で定める便宜を供与することをいう。

この法律で、保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を當む施設として内閣府令で定めるものに通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を當む施設として内閣府令で定めるものに入所する障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。

この法律で、障害児相談支援とは、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいい、障害児相談支援事業とは、障害児相談支援を行う事業をいう。

この法律で、障害児支援利用援助とは、第二十二条の五の六第一項又は第二十二条の五の八第一項の申請に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類

及び内容その他の内閣府令で定める事項を定めた計画（以下「障害児支援利用計画案」という。）を作成し、第二十二条の五の五第一項に規定する通所給付決定（次項において「通所給付決定」という。）又は第二十二条の五の八第二項に規定する通所給付決定の変更の決定（次項において「通所給付決定の変更の決定」という。）（以下この条及び第二十四条の二十六第一項第一号において「給付決定等」と総称する。）が行われた後に、第二十二条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者その他の者（次項において「関係者」という。）との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、当該給付決定等に係る障害児通所支援の種類及び内容これを担当する者その他の内閣府令で定める事項を記載した計画（次項において「障害児支援利用計画」という。）を作成することをいう。

この法律で、継続障害児支援利用援助とは、通所給付決定に係る障害児の保護者（以下「通所給付決定保護者」という。）が、第二十二条の五の七八第八項に規定する通所給付決定の有効期間内において、継続して障害児通所支援を適切に利用することができるよう、当該通所給付決定に係る障害児支援利用計画（この項の規定により変更されたものを含む。以下この項において同じ。）が適切であるかどうかにつき、内閣府令で定める期間ごとに、当該通所給付決定保護者の障害児通所支援の利用状況を検証し、その結果及び当該通所給付決定に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又是その保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、障害児支援利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次の一障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと。

二 新たな通所給付決定又は通所給付決定の変更の決定が必要であると認められる場合において、当該給付決定等に係る障害児の保護者に対し、給付決定等に係る申請の勧奨を行うこと。

第六条の三 この法律で、児童自立生活援助事業とは、次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居その他内閣府令で定める場所における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活

一 義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、措置解除者等（第二十七条第一項第三号に規定する措置（政令で定めるものに限る。）を解除された者その他の政令で定める者をいう。以下同じ。）であるもの（以下「満二十歳未満義務教育終了児童等」という。）

二 満二十歳以上の措置解除者等であつて政令で定めるもののうち、学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒であること、同法第八十三条に規定する大学の学生であることその他の政令で定めるやむを得ない事情により児童自立生活援助の実施が必要であると都道府県知事が認めたもの

この法律で、放課後児童健全育成事業とは、保護者が労働等により居間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

この法律で、子育て短期支援事業とは、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、内閣府令で定めるところにより、児童養護施設その他の内閣府令で定める施設に入所させ、又は里親（次条第二号に掲げる者を除く。）その他の内閣府令で定める者に委託し、当該児童につき必要な保護その他の支援（保護者の心身の状況、児童の養育環境その他の状況を勘案して、児童と共にその保護者に対して支援を行うことが必要である場合にあつては、当該保護者への支援を含む。）を行う事業をいう。

この法律で、養育支援訪問事業とは、一の市町村の区域内における原則として全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、内閣府令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいふ。

八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。(以下「要支援児童」という。)若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(以下「特定妊婦」という。)(以下「要支援児童等」という。)に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他の必要な支援を行う事業をいう。

この法律で、地域子育て支援拠点事業とは、内閣府令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児（以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。）であつて満三歳未満のものについて、家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士その他の中間府令で定める者であつて、当該保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所（当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業（利用定員が五人以下であるものに限る。次号において同じ。）

号 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育

イ 事業主がその雇用する労働者の監護する
乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しく
は幼児を保育するために自ら設置する施設
又は事業主から委託を受けて当該事業主が
雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼
児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を
実施する施設

口 事業主団体がその構成員である事業主の
雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼
児及びその他の乳児若しくは幼児を保育す
るために自ら設置する施設又は事業主団体
から委託を受けてその構成員である事業主
の雇用する労働者の監護する乳児若しくは
幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育
を実施する施設

二 児童を一時的に預かり、必要な保護（宿泊を伴つて行うものを含む。）を行うこと。
二 児童が円滑に外出することができるよう、
その移動を支援すること。

この法律で、親子再統合支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、親子の再統合を図ることが必要と認められる児童及びその保護者に対して、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待（以下単に「児童虐待」という。）の防止に資する情報の提供、相談及び助言その他の必要的な支援を行う事業をいう。

この法律で、社会的養護自立支援拠点事業とは、内閣府令で定めるところにより、措置解除者等又はこれに類する者が相互の交流を行う場所である。

が必要と認められる児童であつて満二歳以上のものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所（当該保育が必要と認められる児童の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業

この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

八 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律五百五十二号）の規定に基づく共済組合その他の内閣府令で定める組合（以下ハにおいて「共済組合等」という。）が当該組合等の構成員として内閣府令で定める者（以下ハにおいて「共済組合等の構成員」という。）の監護する乳児若しくは幼員（以下ハ「被監護者」という。）の扶養義務を負う。

所を開設し、これらの者に対する情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関する関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいう。

二 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業
二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育

二 児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するため自ら設置する施設又は共済組合等から委託を受けて当該共済組合等の構成員の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況等の也或い是の情報を勘案して、保育

象となる児童の同条各号に規定する措置を行うことによる意見又は意向及び第二十七条第一項第三号の措置その他の措置が採られている児童その他の者の当該措置における処遇に係る意見又は意向について、児童の福祉に関する知識又は経験を有する者が、意見聴取その他これらの者の状況に応じた適切な方法により把握するとと

が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業の法律で、居宅訪問型保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする

この法律で、病児保育事業とは、保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾患その他の事由により家庭において保育を受け付ける事業である。

にも、これらの意見又は意向を勘案して児童相談所、都道府県その他の関係機関との連絡調整の他の必要な支援を行ふ事業をいう。

この法律で、妊娠婦等生活援助事業とは、家庭生活に支障が生じてゐる特定妊娠婦その他これに類する者及びその者の監護すべき児童を、生活すゝめを主居に入居させ、又は当該事業に係る

二 満三歳以上の児童に係る保育の体制の整備
　　満三歳以上の児童に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、当該保育が必要と認められる児童の居宅において家庭的保育による保育を行う事業

することが困難となつた小学校に就学している原童であつて、疾病にかかつているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所その他内閣府令で定める施設において、保育を行う事業をいう。

この法律で、子育て援助活動支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる援

満たすべき住居の供給をもつては當課事務に依る所とし、事業所その他の場所に通わせ、食事の提供その他日常生活を営むのに必要な便宜の供与、児童養護の養育に係る相談及び助言、母子生活支援施設、その他の関係機関との連絡調整、民法（明治一九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項に規定する特別養子縁組（以下単に「特別養

育を行う事業
この法律で、事業所内保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

助のいづれか又は全てを受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者（個人に限る。以下この項において「援助希望者」とい

「子縁組」という。に係る情報の提供その他の必要な支援を行う事業をいう。

この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第二十七条第一項第三号の措置に係る児童について、内閣府令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の養育に関し相当の経験を有する者その他の内閣府令で定める者（次条に規定する里親を除く。）の住居において養育を行う事業をいう。

この法律で、家庭的保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第二号の内閣府令で定

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、次に掲げる施設において、保育を行う事業

う。）との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行う事業をい

内閣府令で定めるところにより、要支援児童の保護者その他の内閣府令で定める者に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並

びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行なう事業をいう。

この法律で、児童育成支援拠点事業とは、養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他必要な支援を行なう事業をいう。

この法律で、親子関係形成支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいう。

第六条の四 この法律で、里親とは、次に掲げる者をいう。

一 内閣府令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者（都道府県知事が内閣府令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の内閣府令で定める要件を満たす者に限る。）のうち、第三十四条の十九に規定する養育里親名簿に登録されたもの（以下「養育里親」という。）

二 前号に規定する内閣府令で定める人数以下の要保護児童を養育すること及び養子縁組によつて養親となることを希望する者（都道府県知事が内閣府令で定めるところにより行う研修を修了した者に限る。）のうち、第三十条の十九に規定する養子縁組里親名簿に登録されたもの（以下「養子縁組里親」とい

う。）

三 第一号に規定する内閣府令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者（当該要保護児童の父母以外の親族であつて、内閣府令で定めるものに限る。）のうち、都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるもの

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターとする。

この法律で、障害児入所支援とは、障害児入所施設に入所し、又は独立行政法人国立病院機構若しくは国際研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて内閣総理大臣が指定するもの（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院する障害児に対して行われる保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援並びに障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童（以下「重症心身障害児」とい）に対するし行われる治療をいう。

第八条 第九項、第十八条の二十の二第二項、第二十七条第六項、第三十三条の十五第三項、第三十五条第六項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（第九項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。前項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「都道府県児童福祉審議会」という。）は、同項に定めるもののほか、児童、妊娠婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議することができる。

市町村は、第三十四条の十五第四項の規定によりその権限に属させられた事項及び前項の事項を調査審議するため、児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

児童福祉審議会は、都道府県知事の、前項に規定する審議会その他の合議制の機

関（以下「市町村児童福祉審議会」という。）は、市町村長の管理に属し、それぞれその諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

都道府県児童福祉審議会及び市町村児童福祉審議会（以下「児童福祉審議会」という。）は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関

に對し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。

児童福祉審議会は、特に必要があると認めるときは、児童、妊娠婦及び知的障害者これら

の者の家族その他の関係者に対し、第一項本文及び第二項の事項を調査審議するため必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその者の出席を求め、その意見を聽くことができる。

児童福祉審議会は、前項の規定により意見を聴く場合においては、意見を述べる者の心身の状況、その者の置かれている環境その他の状況に配慮しなければならない。

こども家庭審議会、社会保障審議会及び児童福祉審議会は、必要に応じ、相互に資料を提供する等常に緊密な連絡をとらなければならない。

こども家庭審議会、社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会（第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。第十八条の二十の二第二項、第二十七条第六項、第三十三条の十三、第三十三条の十五、第三五十五条第六項、第四十六条第四項並びに第五十九条第五項及び第六項において同じ。）は、児童及び知的障害者の福祉を図るために、芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

第九条 児童福祉審議会の委員は、児童福祉審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができる者であつて、かつ、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。

児童福祉審議会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

児童福祉審議会の臨時委員は、前項の事項に關し公正な判断をすることができる者であつて、かつ、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。

市町村は、この法律による事務を適切に行なうために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

市町村は、この法律による事務を適切に行なうために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

市町村は、この法律による事務を適切に行なうために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

三 児童及び妊娠婦の福祉に関する機関との連絡に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した計画の作成。その他の包括的かつ計画的な支援を行なうこと。

四 児童及び妊娠婦の福祉に関する機関の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した計画の作成。その他の包括的かつ計画的な支援を行なうこと。

五 前各号に掲げるもののほか、児童及び妊娠婦の福祉に関する機関の状況等に照らし包括的な支援を行なうこと。

市町村長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めてはならない。

市町村長は、第一項第三号に掲げる業務を行なうに当たつて、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。

市町村は、この法律による事務を適切に行なうために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

市町村は、この法律による事務を適切に行なうために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

市町村は、この法律による事務を適切に行なうために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

市町村は、この法律による事務を適切に行なうために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

市町村は、この法律による事務を適切に行なうために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

相談及び調査をつかさどる所員は、児童福祉司たる資格を有する者でなければならぬ。判定をつかさどる所員の中には、第二項第一号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者が、それぞれ一人以上含まれなければならない。心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の中には、第二項第一号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者、同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者は同項第五号に該当する者が含まれなければならない。政令で定める基準を標準として都道府県が当する者が含まれなければならない。前項に規定する指導をつかさどる所員の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。

児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師及び保健師が、それぞれ一人以上含まれなければならない。

都道府県は、一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定めるものとする。

一時保護施設に配置する従業者及びその員数

二時保護施設に係る居室の床面積その他一時保護施設の設備に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

三時保護施設の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

四時保護施設の運営に関する事項であつて、児童相談所を援助する中央児童相談所の指定その他児童相談所に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第十二条の六 保健所は、この法律の施行に關し、主として次の業務を行ふものとする。
 一児童の保健について、正しい衛生知識の普及を図ること。
 二児童の健康相談に応じ、又は健康診査を行ふこと。
 三身体に障害のある児童及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の療育について、指導を行うこと。
 四児童福祉施設に対し、栄養の改善その他衛生に関し、必要な助言を与えること。
 児童相談所長は、相談に応じた児童、その保護者又は妊娠婦について、保健所に対し、保健指導その他の必要な協力を求めることができ
第五節 児童福祉司

第十三条 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。

児童福祉司の数は、各児童相談所の管轄区域内外の人口、児童虐待に係る相談に応じた件数、第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託の状況及び市町村におけるこの法律による事務の実施状況その他の条件を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。

児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

一児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの

二都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者

三学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、内閣府令で定める施設において一年以上相談援助業務（児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務を

いう。第八号及び第六項において同じ。）に従事したもの

第十四条 市町村の区域内に児童委員を置く。児童委員は、次に掲げる職務を行う。
 一児童及び妊娠婦につき、その生活及び取り扱いに必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
 二児童委員は、児童のうちに、児童の福祉のための活動を行う者と密接に連携し、その活動を行ふこと。
 三児童及び妊娠婦に係る社会福祉を目的とする事業及び妊娠婦に係る社会福祉の運営に貢献する者又は児童の健やかな育成に貢献する者と密接に連携し、その活動を行ふこと。
 四児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
 五児童の健やかな育成に貢献する気運の醸成に努めること。
 六前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊娠婦の福祉の増進を図るために活動を行うこと。
 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力をを行う。

前項の規定は、主任児童委員が第一項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。

第十五条 この法律で定めるもののほか、児童福祉司の任用叙級その他児童福祉司に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第十六条 市町村の区域内に児童委員を置く。児童委員は、前条第一項又は第二項に規定する事項に関する通報及び資料の提供並びに必要な援助を求めることができる。

児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

第十七条 市町村長は、前条第四項に規定する事項に關し、児童相談所長が第一項各号に規定する事項に關し、児童相談所に必要な状況の通報及び資料の提供並びに必要な援助を求めることができる。

児童相談所長は、前条第一項又は第二項に規定する事項に關し、児童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求め、並びに必要な指示をすることができる。

児童委員は、その担当区域内における児童又は妊娠婦に關し、必要な事項につき、その担当

病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

より検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第十九条の十八の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの处分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第十九条の十五の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 第五号に規定する期間内に第十九条の十五の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出があつた場合において、申請者が、通知日前六十日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、前項の申請前五年以内に小児慢性特定疾病医療支援に関して不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十 申請者が、法人でない者で、その管理者が第一号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を行なうことができる。

一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設でないとき。

二 当該申請に係る病院若しくは診療所若しくは薬局又は申請者が、小児慢性特定疾病医療費の支給に關して診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第十九条の十三の規定による指導又は第十九条の十七第一項の規定による勧告を受けたものであるとき。

三 申請者が、第十九条の十七第三項の規定による命令に従わないものであるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定小児慢性特定疾病医療機関として著しく不適當と認めるものであるとき。

第十九条の十 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

健康保険法第六十八第二項の規定は、前項の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十九条の十一 指定小児慢性特定疾病医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援を行わなければならない。

第十九条の十二 指定小児慢性特定疾病医療機関の診療方針は、健康保険の診療方針の例による。

前項に規定する診療方針によることができないとき、及びこれによることを適當としないときの診療方針は、厚生労働大臣が定めるところによる。

第十九条の十三 指定小児慢性特定疾病医療機関は、小児慢性特定疾病医療支援の実施に關しど道府県知事の指導を受けなければならない。

第十九条の十四 指定小児慢性特定疾病医療機関は、当該指定に係る医療機関の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十九条の十五 指定小児慢性特定疾病医療機関は、一月以上の予告期間を設けて、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を辞退することができる。

第十九条の十六 都道府県知事は、小児慢性特定疾病医療支援の実施に關して必要があると認めるとときは、指定小児慢性特定疾病医療機関若しくは指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者若くは

しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定小児慢性特定疾病医療機関について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときはこれを提示しなければならない。

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

指定小児慢性特定疾病医療機関が、正当な理由がないのに、第一項の規定により報告若しくは提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わぬ、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、都道府県知事は、当該指定小児慢性特定疾病医療機関に対する小児慢性特定疾病医療費の支払を一時差し止めることができる。

第十九条の十七 都道府県知事は、指定小児慢性特定疾病医療機関が、第十九条の十一又は第十九条の十二の規定に従つて小児慢性特定疾病医療支援を行つていないと認めるときは、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者に対し、期限を定めて、第十九条の十一又は第十九条の十二の規定を遵守すべきことを勧告することができる。

都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を行つたときは、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第十九条の十八 都道府県知事は、次の各号のいづれかに該当する場合においては、当該指定小児慢性特定疾病医療機関に係る指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定小児慢性特定疾病医療機関が、第十九条の九第二項第一号から第三号まで、第九号又は第十号のいづれかに該当するに至ったとき。

二 指定小児慢性特定疾病医療機関が、第十九条の九第三項各号のいづれかに該当するに至ったとき。

三 指定小児慢性特定疾病医療機関が、第十九条の十一又は第十九条の十二の規定に違反したとき。

四 小児慢性特定疾病医療費の請求に関し不正があつたとき。

五 指定小児慢性特定疾病医療機関が、第十九条の十六第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者又は従業者が、第十九条の十六第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対しても答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 指定小児慢性特定疾病医療機関が、不正の手段により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、指定小児慢性特定疾病医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定小児慢性特定疾病医療機関が、小児慢性特定疾病医療支援に関して不正又は著しく不当な行為をしたとき。

場合には、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の申請に係る障害児の保護者に対する指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画案を提出するものとする。前項の規定により障害児支援利用計画案を勘案して通所支給要否決定を行うものとする。

市町村は、通所給付決定を行ふ場合には、障害児通所支援の種類ごとに月を単位として内閣府令で定める期間において障害児通所給付費等を支給する障害児通所支援の量（以下「支給量」という。）を定めなければならない。

（通所給付決定は、内閣府令で定める期間（以下「通所給付決定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。）

市町村は、通所給付決定をしたときは、当該通所給付決定保護者に対し、内閣府令で定めるところにより、支給量（通所給付決定の有効期間その他の内閣府令で定める事項を記載した通所受給者証（以下「通所受給者証」という。）を交付しなければならない。

指定通所支援を受けようとする通所給付決定保護者は、内閣府令で定めるところにより、指定障害児通所支援事業者に通所受給者証を提示して当該指定通所支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

（通所給付決定保護者が指定障害児通所支援事業者から指定通所支援を受けたとき（当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者に通所受給者証を提示したときに限る。）は、当該市町村は、当該通所給付決定保護者が当該指定通所支援事業者に支払うべき額の限度において、当該通所給付決定保護者に代わり、当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）について、障害児通所給付費として当該通所給付決定保護者に支給すべき額の限度において、当該通所給付決定保護者に代わり、当該指定通所支援事業者に支払うことができる。前項の規定による支払があつたときは、当該通所給付決定保護者に対し障害児通所給付費の支給があつたものとみなす。）

第

市町村は、指定障害児通所支援事業者から障害児通所給付費の請求があつたときは、第二十一条の五の三第二項第一号の内閣総理大臣が定める基準及び第二十二条の五の十九第二項の指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準（指定通所支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

市町村は、前項の規定による審査及び支払いに関する事務を連合会に委託することができる。

二十二条の五の八 通所給付決定保護者は、現に受けている通所給付決定に係る障害児通所支援の支給量その他の内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、当該通所給付決定の変更の申請をすることができる。

市町村は、前項の申請又は職権により、前条第一項の内閣府令で定める事項を勘案し、通所給付決定保護者につき、必要があると認めるときは、通所給付決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

市町村は、第二項の通所給付決定の変更の決定を行つた場合には、通所受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

二十二条の五の九 通所給付決定を行つた市町村は、次に掲げる場合には、当該通所給付決定を取り消すことができる。

一 通所給付決定に係る障害児が、指定通所支援及び基準該当通所支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

二 通所給付決定保護者が、通所給付決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

三 通所給付決定に係る障害児又はその保護者が、正当な理由なしに第二十二条の五の六第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による調査に応じないとき。

四 その他政令で定めるとき。

前項の規定により通所給付決定の取消しを行つた市町村は、内閣府令で定めるところによ

第

り、当該取消しに係る通所給付決定保護者に対し通所受給者証の返還を求めるものとする。

二十一條の五の十 都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行う第二十一条の五の五から前条までの規定による業務に關し、その設置する児童相談所等による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。

二十一條の五の十一 市町村が、災害その他の内閣府令で定める特別の事情があることにより、障害児通所支援に要する費用を負担することが困難であると認めた通所給付決定保護者が受ける障害児通所給付費の支給について第二十一条の五の三第二項の規定を適用する場合においては、同項中「を控除して得た額を基準として、市町村が定める」とあるのは、「の範囲内において市町村が定める額を控除して得た額とする」とする。

二十一條の五の十二 市町村は、通所給付決定保護者が受けた障害児通所支援に要した費用の合計額（内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額）の合計額を限度とする。）から当該費用につき支給された障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該通所給付決定保護者に対し、高額障害児通所給付費を支給する。

前項に定めるもののほか、高額障害児通所給付費の支給要件、支給額その他高額障害児通所給付費の支給に関し必要な事項は、指定通所支援に要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

二十一條の五の十三 市町村は、第二十一条の五の三第一項、第二十一条の五の四第一項又は前条第一項の規定にかかるわらず、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該通所者が満十八歳に達した後においても、当該通

三九

二、当該申請に係る障害児通所支援事業者の従業者の知識及び技能並びに人員が、第二十一条の五の三第一項の指定は、当該特定障害児通所支援の量を定めてするものとす。

都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいづれかに該当するときは、指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない。

一、申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。

二、内閣府令で定めるところにより、当該通所者が満二十歳に達するまで、内閣府令で定めるところにより、支給することができる。ただし、当該通所者が障害児の保護者とみなして、第二十一条の五の三から前条までの規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらとの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

市町村は、第一項の場合において必要があると認めるときは、児童相談所等の意見を聴くことができる。

第二款 指定障害児通所支援事業者

二十二条の五の十四 この款に定めるものほか、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費又は高額障害児通所給付費の支給及び指定障害児通所支援事業者の障害児通所給付費の請求に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

二十三条の五の十五 第二十二条の五の三第一項の指定は、内閣府令で定めるところにより、障害児通所支援事業を行う者の申請により、障害児通所支援の種類及び障害児通所支援事業を行う事業所（以下「障害児通所支援事業所」という。）と行う。

放課後等デイサービスその他の内閣府令で定める障害児通所支援（以下この項及び第五項並びに第二十二条の五の二十第一項において「特定障害児通所支援」という。）に係る第二十二条の五の三第一項の指定は、当該特定障害児通所支援の量を定めてするものとす。

都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいづれかに該当するときは、指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない。

閣府令で定める種類の同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスに係るものに限る。）、同法第五十三条第一項本文の指定（当該障害児通所支援事業所により行われる障害児通所支援事業の種類に応じて内閣府令で定める種類の同法第八条第二項に規定する介護予防サービスに係るものに限る。）若しくは同法第五十四条の二第一項本文の指定（当該障害児通所支援事業所により行われる障害児通所支援事業の種類に応じて内閣府令で定める種類の同法第八条第二項に規定する地域密着型介護予防サービスに係るものに限る。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定（当該障害児通所支援事業所により行われる障害児通所支援の種類に応じて内閣府令で定める種類の同法第五条第一項に規定する障害福祉サービスに係るものに限る。）を受けている者から当該障害児通所支援事業所に係る第二十五条の十五第五第一項（前条第四項において準用する場合を含む。）の申請があつた場合において、次の各号のいづれにも該当するときにおける第二十二条の五の十五第三項（前条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第二十五条の五の十五第三項第二号中「第二十二条の五の十九第一項の」とあるのは「第二十二条の五の十九第一項第二号」とあるのは「第二十二条の五の十九第二項」とあるのは「第二十二条の五の十九第二項」である。ただし、申請者が、内閣府令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

一　当該申請に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、指定通所支援事業に従事する従業者に係る都道府県の条例で定める基準を満たしていること。

二　申請者が、都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な障害児通所支援事業の運営をすることができると認められることは、第一号から第三号までに掲げる事項について内閣府令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参考するものとする。

一 指定通所支援に従事する従業者及びその員数

二 指定通所支援の事業に係る居室の床面積その他指定通所支援の事業の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

三 指定通所支援の事業の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

四 指定通所支援の事業に係る利用定員

第一項の場合において、同項に規定する者が同項の申請に係る第二十一条の五の三第一項の指定を受けたときは、その者に対しても、第二十二条の五の十九第三項の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それらの規定中同表の下欄に掲げる字句とする。

五号	第二十一條の二十一項第一項	第二十一條の五の二十一項第一項第一号
項十九第二	第二十一條の五の二十一項第一項第一号	第二十一條の五の二十一項第一項第一号

する指定障害児通所支援事業（当該指定に係る障害児通所支援事業所において行うものに限る。）に係る同法第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出 第一項に規定する者であつて、同項の申請に係る第二十二条の五の三第一項の指定を受けたものは、介護保険法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスの事業（当該指定に係る障害児通所支援事業所において行うものに限る。）又は同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスの事業（当該指定に係る障害児通所支援事業所において行うものに限る。）を廃止し、又は休止し得るところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行つた都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該届出があつたときは、当該指定に係る指定通所支援の事業について、第二十二条の五の二十第四項の規定による事業の廃止又は休止の届出があつたものとみなす。

第二十一条の五の十八 指定障害児通所支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者

第二十一條	第二十一條の五の二十一	第二十一條の五の二十二
第一項	十九第二項	十七第一項第二号
第一項に規定する者であつて、同項の申請書に 係る第二十二条の五の三第一項の指定を受けた ものから、次の各号のいずれかの届出があつた ときは、当該指定に係る指定通所支援の事業 について、第二十二条の五の二十第四項の規定に よる事業の廃止又は休止の届出があつたものと みなす。	一 介護保険法第四十一条第一項に規定する指 定居宅サービスの事業（当該指定に係る障害 児通所支援事業所において行うものに限る。） に係る同法第七十五条第二項の規定による事 業の廃止又は休止の届出	一 介護保険法第五十三条第一項に規定する指 定介護予防サービスの事業（当該指定に係る 障害児通所支援事業所において行うものに限 る。）に係る同法第百十五条の五第二項の規 定による事業の廃止又は休止の届出
三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための日常生活及び社会生活を規定す る法律第二十九条第一項に規定す る旨の章に付し、（第二十九条第一項に規定す る旨の章に付し、）	二 介護保険法第五十三条第一項に規定する指 定居宅サービスの事業（当該指定に係る障害 児通所支援事業所において行うものに限る。） に係る同法第七十五条第二項の規定による事 業の廃止又は休止の届出	二 介護保険法第五十三条第一項に規定する指 定介護予防サービスの事業（当該指定に係る 障害児通所支援事業所において行うものに限 る。）に係る同法第百十五条の五第二項の規 定による事業の廃止又は休止の届出

都道府県が前二項の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については内閣府令で定める基準を標準として定めるものとし、他の事項については内閣府令で定める基準を参考するものとする。

一 指定通所支援に従事する従業者及びその員数

二 指定通所支援の事業に係る居室及び病室の床面積その他指定通所支援の事業の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

三 指定通所支援の事業の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

四 指定通所支援の事業に係る利用定員

指定障害児通所支援事業者は、次条第四項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定通所支援を受けていた者であつて、当該事業の廃止

者の意思をできる限り尊重するとともに、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児通所支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害児及びその保護者の立場に立つて効果的に行うよう努めなければならない。

指定障害児通所支援事業者は、その提供する障害児通所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならない。

指定障害児通所支援事業者は、障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第二十一条の五の十九 指定障害児通所支援事業者は、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定に係る障害児通所支援事業所ごとに、当該指定通所支援に從事する従業者を有しなければならない。

指定障害児通所支援事業者は、都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定通所支援を提供しなければならない。

に従い、障害児通所支援若しくは障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害児通所支援若しくは障害福祉サービスの提供を委託することができる。

第六款 子育て支援事業

第二十一条の八 市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するために最も適切な支援が総合的に受けられるよう、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図るようにすること、その他の地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならぬ。

一 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業

二 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業

三 地域の児童の養育に関する各般の問題について、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

第二十一条の十の二 市町村は、児童の健全な育成に資するため、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を行うよう努めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業により要支援児童等（特定妊婦を除く。）を把握したときは又は当該市町村の長が第二十六条第一項第三号の規定による送致若しくは同項第八号の規定による通知若しくは児童虐待の防止等に関する法律第八条第二項第二号の規定による送致若しくは同項第四号の規定による通知を受けたときは、養育支援訪問事業の実施その他必要な支援を行うものとする。

市町村は、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十条、第十二条第一項若しくは第二項（同法第十九条第二項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項又は第十九条第一項の指導に併せて、乳児家庭全戸訪問事業を行うことができる。

市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の内閣府令で定める者に委託することができる。

前項の規定により行われる乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務に従事する者は又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第二十一条の十の三 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の実施に当たつては、母子保健法に基づく母子保健に関する事業との連携及び調和の確保に努めなければならない。

第二十一条の十の四 都道府県知事は、母子保健法に基づく母子保健に関する事業又は事務の実施に際して要支援児童等と思われる者を把握したときは、これを当該者の現在地の市町村長に通知するものとする。

第二十一条の十の五 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の

第二十一条の十の四 都道府県知事は、母子保健法に基づく母子保健に関する事業又は事務の実施に際して要支援児童等と思われる者を把握したときは、これを当該者の現在地の市町村長に通知するものとする。

第二十一条の十一 市町村は、子育て支援事業に提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の収集及び提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童が必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

市町村は、前項の助言を受けた保護者から求めがあつた場合には、必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあつせん又は調整を行ふとともに、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用の要請を行ふものとする。

市町村は、第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに前項のあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。

子育て支援事業を行う者は、前三項の規定により行われる情報の収集、あつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならぬ。市町村は、第二十一条の十三

第一項の規定により行われる調整等の事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その事務を受託した者に対し、当該事務に關して監督上必要な命令をすることができる。

第二十二条の十四 市町村長は、第二十一条の十二

第一項の規定により行われる調整等の事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その事務を受託した者に対し、報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該事務を受託した者の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第二十二条の十五 国、都道府県及び市町村以外の子育て支援事業を行ふ者は、内閣府令で定めた

るところにより、その事業に関する事項を市町村に届け出ることができる。

第二十一条の十六 国及び都道府県は、子育て支援事業を行う者に対する情報の提供、相談その他の適当な援助をするよう努めなければならない。

第二十二条の十七 市町村は、子育て支援事業を行う者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するための研究その他保護者の児童の養育を支援し、児童の福祉を増進するため必要な調査研究の推進に努めなければならない。

第二十一条の十八 市町村は、第十条第一項第四号に規定する計画が作成された者、第二十六条各第一項第八号の規定による通知を受けた児童その他の者その他の子育て短期支援事業、養育支援事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業（以下この条において「家庭支援事業」という。）の提供が必要であると認められる者について、当該者に必要な家庭支援事業（当該市町村が実施するものに限る。）の利用を奨励し、及びその利用ができるよう支援しなければならない。

市町村は、前項に規定する者が、同項の規定による奨励及び支援を行つても、なおやむを得ない事由により当該奨励及び支援に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、当該者について、家庭支援事業による支援を提供することができる。

第三節 助産施設、母子生活支援施設及び保育所への入所等

第二十二条 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における妊娠婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合において、その妊娠婦から申込みがあつたときは、その妊娠婦に対し助産施設において助産を行わなければならぬ。ただし、付近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

前項に規定する妊娠婦であつて助産施設における助産の実施（以下「助産の実施」という。）を希望する者は、内閣府令の定めるところにより、入所を希望する助産施設その他内閣府令の定める事項を記載した申込書を都道府県等に提

出しなければならない。この場合において、助産施設は、内閣府令の定めるところにより、当該妊産婦の依頼を受け、当該申込書の提出を代わつて行なうことができる。

第十条の規定による報告又は通知を受けた保護者及び児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、母子保護の実施の申込みを勧奨しなければならない。

都道府県等は、第一項に規定する保護者の母子生活支援施設の選択及び母子生活支援施設の適正な運営の確保に資するため、内閣府令の定めるところにより、母子生活支援施設の設置者、設備及び運営の状況その他の内閣府令の定める事項に関する情報の提供を行わなければならぬ。

第二十三条の二 都道府県等は、児童及び妊産婦の福祉のため、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内において、妊産婦等生活援助事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

第二十三条の三 妊産婦等生活援助事業を行う都道府県等は、第二十五条の七第一項第三号、第

足するおそれがある場合には、保育所、認定こども園（保育所であるものを含む。）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。

市町村は、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第五号の規定による報告又は通知を受けた児童その他の優先的に保育を行う必要があると認められる児童について、その保護者に対し、保育所若しくは幼保連携型認定こども園において保育を受けること又は家庭的保育事業等による保育を受けること（以下「保育の利用」という。）の申込みを勧奨し、及び保育を受けることができるよう支援しなければならない。

二 当該保育を必要とする乳児・幼児に対しても、定こども園に入所を委託して、保育を行うこと。
当該市町村が行う家庭的保育事業等による保育を行い、又は家庭的保育事業等を行う当該市町村以外の者に当該家庭的保育事業等により保育を行うことを委託すること。

市町村は、第三項の規定による調整及び要請並びに第四項の規定による勧奨及び支援を適切に実施するとともに、地域の実情に応じたきめ細かな保育が積極的に提供され、児童が、その置かれている環境等に応じて、必要な保育を受けることができるよう、保育を行う事業その他児童の福祉を増進することを目的とする事業を行なう者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備を行うものとする。

第二十五条の八第三号若しくは第二十六条第一項第五号又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十条の規定による報告又は通知を受けた妊産婦又はその者の監護すべき児童について、必要があると認めるときは、当該妊産婦に対し、妊産婦等生活援助事業の利用を勧奨しなければならない。

第二十四条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十九項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。

市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業 小規模保育事業 居宅事業 訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。

市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育

定による勧奨及び支援を行つても、なおやむを得ない事由により子ども・子育て支援法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費（同法第二十一条第一項第二号に係るもの）を除く。次項において同じ。）又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費（同法第三十条第一項第二号に係るもの）を除く。次項において同じ。）の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該児童を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して保育を行わなければならない。

市町村は、前項に定めるほか、保育を必要とする乳児・幼児が、子ども・子育て支援法第十四条第一項又は第五十四条第一項の規定によるあつせん又は要請その他市町村による支援等を受けたにもかかわらず、なお保育が利用できしないなど、やむを得ない事由により同法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、次の措置を採ることができる。

付費並びに障害児入所医療費の支給

第一款 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費の支給

第二十四条の二 都道府県は、次条第六項に規定する入所給付決定保護者（以下この条において「入所給付決定保護者」という。）が、次条第四項の規定により定められた期間内において、都道府県知事が指定する障害児入所施設（以下「指定障害児入所施設」という。）又は指定発達支援医療機関（以下「指定障害児入所施設等」と総称する。）に入所又は入院（以下「入所等」という。）の申込みを行い、当該指定障害児入所施設等から障害児入所支援（以下「指定入所支援」という。）を受けたときは、当該入所給付決定保護者に対し、当該指定入所支援に要する費用（食事の提供に要する費用、居住又は滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用及び治療に要する費用（以下「入所特定費用」という。）を除く。）について、障害児入所給付費を支給する。

障害児入所給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除して得た額とする。

同一の月に受けた指定入所支援について、

支第号

都道府県等は、前項に規定する保護者が特別な事情により当該都道府県等の設置する福祉事務所の所管区域外の母子生活支援施設への入所を希望するときは、当該施設への入所について必要な連絡及び調整を図らなければならない。

都道府県等は、第二十五条の七第二項第三号、第二十五条の八第三号若しくは第二十六条第一項第五号又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）

業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。

市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下の項及び第四十六条の二第二項において同じ。）又は家庭的保育事業等が不足し、又は不

する施設型給付費若しくは特例施設型給付費又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、次の措置を採ることができる。

一 当該保育を必要とする乳児・幼児を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認

。)について、障害児入所給付費を支給する。
障害児入所給付費の額は、一月につき、第一
号に掲げる額から第一二号に掲げる額を控除して
得た額とする。
同一の月に受けた指定入所支援について、
指定入所支援に通常要する費用(入所特定費
用を除く。)につき、内閣総理大臣が定める
基準により算定した費用の額(その額が現に
当該指定入所支援に要した費用(入所特定費

三 指定障害児入所施設等の運営に関する事項
であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
第一項及び第二項の都道府県の条例で定める基準は、知的障害のある児童、盲児（強度の弱視児を含む。）、ろうあ児（強度の難聴児を含む。）、肢体不自由のある児童、重症心身障害児その他の指定障害児入所施設等に入所等をする障害児についてそれぞれの障害の特性に応じた適切な支援が確保されるものでなければならぬい。
指定障害児入所施設の設置者は、第二十四条の十四の規定による指定の辞退をするときは同条に規定する予告期間の開始日の前日に当該指定入所支援を受けていた者であつて、当該指定の辞退の日以後においても引き続き当該指定入所支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害児入所支援が継続的に提供されるよう、他の指定障害児入所施設等の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。
第二十四条の十三 指定障害児入所施設の設置者は、第二十四条の二第一項の指定に係る入所定員を増加しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、同項の指定の変更を申請することができる。
第二十四条の九第二項及び第三項の規定は、前項の指定の変更の申請があつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
指定障害児入所施設の設置者は、設置者の住所の他の内閣府令で定める事項に変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、一日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
第二十四条の十四 指定障害児入所施設は、三月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。
第二十四条の十四の二 第二十一条の五の二十一の規定は、指定障害児入所施設の設置者による第二十四条の十二第五項に規定する便宜の提供について準用する。この場合において、第二十二

第二十四条の十五 都道府県知事は、必要があると認めるときは、指定障害児入所施設等の設置者若しくは当該指定障害児入所施設等の長その他従業者（以下この項において「指定施設設置者等」という。）である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定施設設置者等である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児入所施設等、当該指定障害児入所施設等の設置者の事務所その他当該指定障害児入所施設等の運営に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十九条の十六第一項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第二十四条の十六 都道府県知事は、指定障害児入所施設等の設置者が、次の各号（指定発達支援医療機関の設置者にあつては、第三号を除く。以下この項において同じ。）に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害児入所施設等の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 指定障害児入所施設等の従業者の知識若しくは技能又は人員について第二十四条の十二第一項の都道府県の条例で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。
二 第二十四条の十一第二項の都道府県の条例で定める指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定障害児入所施設等の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第二十四条の十一第五項に規定する便宜の提供を適正に行つていらない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定障害児入所施設等の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定障害児入所施設等の設置者が、正当に替えるものとする。

な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児入所施設等の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十四条の十七 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児入所施設に係る第二十四条の二第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定障害児入所施設の設置者が、第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項第四号から第五号の一まで、第十三号又は第十四号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定障害児入所施設の設置者が、第二十四条の十一第三項の規定に違反したと認められるとき。

三 指定障害児入所施設の設置者が、当該指定障害児入所施設の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第二十四条の十二第一項の都道府県の条例で定める基準を満たすことことができなくなつたとき。

四 指定障害児入所施設の設置者が、第二十四条の十二第二項の都道府県の条例で定める指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定障害児入所施設の運営をすることができなくなつたとき。

五 障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費の請求に関し不正があつたとき。

六 指定障害児入所施設の設置者又は当該指定障害児入所施設の長その他の従業者（次号において「指定入所施設設置者等」という。）が、第二十四条の十五第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 指定入所施設設置者等が、第二十四条の十五第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定障害児入所施設の従業者がその行為をした

八 指定障害児入所施設の設置者が、不正の手段により第二十四条の二第一項の指定を受けたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児入所施設の設置者が、この法律その他国民の保健医療者しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児入所施設の設置者が、障害児入所支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定障害児入所施設の設置者が法人である場合において、その役員又は当該指定障害児入所施設の長のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害児入所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十二 指定障害児入所施設の設置者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害児入所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

第二十四条の十八 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第二十四条の二第一項の指定障害児入所施設の指定をしたとき。

二 第二十四条の十四の規定による指定障害児入所施設の指定の辞退があつたとき。

三 前条又は第三十三条の十八第六項の規定により指定障害児入所施設の指定を取り消したとき。

第二十四条の十九 都道府県は、指定障害児入所施設等に關し必要な情報の提供を行うとともに、その利用に關し相談に応じ、及び助言を行わなければならぬ。

都道府県は、障害児又は当該障害児の保護者から求めがあつたときは、指定障害児入所施設等の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、必要に応じて、指定障害児入所施設等の設置者に対し、当該障害児の利用についての要請を行うものとする。

指定障害児入所施設等の設置者は、前項のあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

都道府県は、障害児入所施設に在所し、又は指定発達支援医療機関に入院している障害児並に第二十四条の二十四第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する障害児入所給付金等の支給を受けている者及び第三十一条第二項若しくは第三項又は第三十二条第一項若しくは第二項の規定により障害児入所施設に在所し、又は指定発達支援医療機関に入院している者が、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営む

むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について、市町村その他の関係者との協議の場を設け、市町村その他の関係者との連携及び調整を図ることその他必要な措置を講じなければならない。

第三款 業務管理体制の整備等
一十四条の十九の二 第一節第三款の規定（中核市の長に係る部分を除く）は、指定障害児入所施設等の設置者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四款 障害児入所医療費の支給
十四条の二十 都道府県は、入所給付決定に係る障害児が、給付決定期間内において、指定障害児入所施設等（病院その他内閣府令で定める施設に限る。以下この条、次条及び第二十四条の二十三において同じ。）から章書児入所支

所のうち治療に係る、「以下この条において
障害児入所医療」という。)を受けたときは、
内閣府令で定めるところにより、当該障害児に
係る入所給付決定保護者に対し、当該障害児入
所医療に要した費用について、障害児入所医療

障害児入所医療費の額は、一月につき、次に掲げる額の合算額とする。

ら、当該入所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が当該算定した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額

一 当該算定書記入併記欄(食事費欄)に根る。

定方法の例により算定した額から、健康保険法第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額、入所給付決定保護者の所得の状況その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める額を控除した額

入所給付決定に係る障害児が指定障害児入所施設等から障害児入所医療を受けたときは、都道府県は、当該障害児に係る入所給付決定保護者が当該指定障害児入所施設等に支払うべき当該障害児入所医療に要した費用について、障害児入所医療費として当該入所給付決定保護者に支給すべき額の限度において、当該入所給付決定保護者に代わり、当該指定障害児入所施設等に支払うことができる。

前項の規定による支払があつたときは、当該入所給付決定保護者に対し障害児入所医療費の支給があつたものとみなす。

第二十四条の二十一 第十九条の十二及び第十九条の二十の規定は指定障害児入所施設等に対する障害児入所医療費の支給について、第二十一条の規定は指定障害児入所施設等について、それぞれ準用する。この場合において、第十九条の十二第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、第十九条の二十四項中「厚生労働省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十四条の二十二 障害児入所医療費の支給は、当該障害の状態につき、健康保険法の規定による家族療養費その他の法令に基づく給付であつて政令で定めるもののうち障害児入所医療費の支給に相当するものが行わされたときはその限度において、行わない。

第二十四条の二十三 この款に定めるもののか、障害児入所医療費の支給及び指定障害児入所施設等の障害児入所医療費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第五款 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児見食費

の七第一項又は第二十四条の二十第一項の規定にかわらず、内閣府令で定める指定障害児入所施設等に入所等をした障害児（以下この項において「入所者」という。）について、引き続き指定入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該入所者が満十八歳に達した後においても、当該入所者から申請により、当該入所者が満二十歳に達するまで、内閣府令で定めるところにより、引き続き第五十条第六号の三に規定する障害児入所給付費等（次項及び第三項において「障害児入所給付費等」という。）を支給することができる。ただし、当該入所者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項に規定する療養介護その他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。

都道府県は、前項の規定にかわらず、同項の規定により障害児入所給付費等の支給を受けている者であつて、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつゝ自立した日常生活又は社会生活を営むことが著しく困難なものとして内閣府令で定める者について、満二十歳に到達してもなお引き続き指定入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該者が満二十歳に達した後においても、当該者からの申請により、当該者が満二十三歳に達するまで、内閣府令で定めるところによつて、引き続き障害児入所給付費等を支給することができる。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

前二項の規定により障害児入所給付費等を支給することができることとされた者については、その者を障害児又は障害児の保護者とみなして、第二十四条の二から第二十四条の七まで、第二十四条の十九（第四項を除く。）及び第二十四条の二十から第二十四条の二十二までとの規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これららの規定の適用に関する事項は、政令で定める。

第一項又は第二項の場合においては、都道府県知事は、児童相談所長の意見を聴かなければならぬ。

第二十四条の二十六 市町村は、次の各号に掲げる者（以下この条及び次条第一項において「障害児相談支援対象保護者」という。）に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する障害児相談支援に要した費用について、障害児相談支援給付費を支給する。

一 第二十二条の五の七第四項（第二十二条の五の八第三項において準用する場合を含む。）の規定により、障害児支援利用計画案の提出を求められた第二十二条の五の六第一項又は第二十二条の五の八第一項の申請に係る障害児の保護者（市町村長が指定する障害児相談支援事業を行う者（以下「指定障害児相談支援事業者」という。）から当該指定に係る障害児支援利用援助（次項において「指定継続障害児支援利用援助」という。）を受けた場合であつて、当該申請に係る給付決定等を受けたとき。

二 通所給付決定保護者 指定障害児相談支援事業者から当該指定に係る継続障害児支援利用援助（次項において「指定継続障害児支援利用援助」という。）を受けたとき。

障害児相談支援給付費の額は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助（以下「指定障害児相談支援」という。）に通常要用する費用につき、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額）とする。

障害児相談支援対象保護者が指定障害児相談支援事業者から指定障害児相談支援を受けたときは、市町村は、当該障害児相談支援対象保護者が当該指定障害児相談支援事業者に支払うべき当該指定障害児相談支援に要した費用について、障害児相談支援給付費として当該障害児相談支援対象保護者に對し支給すべき額の限度において、当該障害児相談支援対象保護者に代わり、当該指定障害児相談支援事業者に支払うことができる。

前項の規定による支払があつたときは、障害

二項の内閣総理大臣が定める基準及び第二十四条の三十一第二項の内閣府令で定める指定障害児相談支援事業の運営に関する基準（指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準（指定障害児相談支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。

前各項に定めるもののほか、障害児相談支援給付費の支給及び指定障害児相談支援事業者の障害児相談支援給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

援事業者の指定について準用する。この場合において、第二十一条の五の十五第三項第一号中「都道府県の条例で定める者」とあるのは、「法人」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十四条の二十九 第二十四条の二十六第一項第一号の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。
第二十四条の三十 指定障害児相談支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児相談支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害児及びその保護者の立場に立つて効果的に障害児相談支援を行うように努めなければならない。

指定障害児相談支援事業者は、その提供する障害児相談支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児相談支援の質の向上に努めなければならない。

指定障害児相談支援事業者は、障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

指定障害児相談支援事業者は、内閣府令で定める指定障害児相談支援事業の運営に関する事項は、当該指定に係る障害児相談支援事業所ごとに、内閣府令で定める基準に従い、当該指定障害児相談支援に從事する従業者を有しなければならない。

その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十九条の十六第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第二十四条の三十五 市町村長は、指定障害児相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第十二条の三十一第一項の内閣府令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

二 第二十四条の三十一第二項の内閣府令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定障害児相談支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第二十四条の三十一第三項に規定する便益の提供を行つていい場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくしてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第二十四条の三十六 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害児相談支援事業者に係る第二十四条の二十六第一項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定障害児相談支援事業者が、第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第三項第五号、第五号の二又は第十三号のいずれかに該当するに至つたとき。

五項において「支援対象児童等」という。)に
関する情報その他要保護児童の適切な保護又は
要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を
図るために必要な情報の交換を行うとともに、
支援対象児童等に対する支援の内容に関する協
議を行うものとする。

地方公共団体の長は、協議会を設置したとき
は、内閣府令で定めるところにより、その旨を
公示しなければならない。

協議会を設置した地方公共団体の長は、協議
会を構成する関係機関等のうちから、一に限り
要保護児童対策調整機関を指定する。

要保護児童対策調整機関は、協議会に関する
事務を総括するとともに、支援対象児童等に對
する支援が適切に実施されるよう、内閣府令で
定めるところにより、支援対象児童等に対する
支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じ
て、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者、
子ども家庭センターその他の関係機関等との連
絡調整を行うものとする。

要保護児童対策調整機関は、子ども・若者育
成支援推進法(平成二十一年法律第七十一号)
第十五条第一項に規定する子ども・若者のうち
を保護児童又は要支援児童であるものに対し
協議会及び同法第十九条第一項に規定する子ど
も・若者支援地域協議会が協働して効果的に支
援を行うことができるよう、同法第二十二条第一
項に規定する子ども・若者支援調整機関と連
携を図るよう努めるものとする。

市町村の設置した協議会(市町村が地方公共
団体(市町村を除く。)と共同して設置したもの
のを含む。)に係る要保護児童対策調整機関は、
内閣府令で定めるところにより、専門的な知識
及び技術に基づき前二項の業務に係る事務を適
切に行うことができる者として内閣府令で定め
るもの(次項及び第九項において「調整担当
者」という。)を置くものとする。

地方公共団体(市町村を除く。)の設置した
協議会(当該地方公共団体が市町村と共にして
設置したものと除く。)に係る要保護児童対策
調整機関は、内閣府令で定めるところにより、
調整担当者を置くように努めなければならない。
い。

要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当
者は、内閣総理大臣が定める基準に適合する研
修を受けなければならぬ。

認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

第二十五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二十五条の五 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関する限り得た秘密を漏らしてはならない。

一 國又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれららの職についた者

三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職についた者

第二十五条の六 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、当該児童の状況の把握を行うものとする。

第二十五条の七 市町村（次項に規定する町村を除く。）は 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（次項において「要保護児童等」という。）に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者（以下「通告児童等」という。）について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を探らなければならぬ。

一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

二 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六項に規定する知的障害者福祉司（以下「知的障害者福祉司」という。）又は社会福祉主事に指導させること。

三 児童自立生活援助の実施又は社会的養護を立支援拠点事業の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

四 児童虐待の防止等に関する法律第八条の二
第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第二十九条若しくは同法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

福祉事務所を設置していない町村は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、通告児童等又は妊娠婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を探らなければならない。

第一二七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

二 次条第二号の措置が適当であると認める者は、これを当該町村の設置する都道府県の設置する福祉事務所に送致すること。

三 妊産婦等生活援助事業の実施、助産の実施又は母子保護の実施が適当であると認める者は、これをそれぞれその実施に係る都道府県に報告すること。

四 児童自立生活援助の実施又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

五 児童虐待の防止等に関する法律第八条の二第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第二十九条若しくは同法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

第二十五条の八 都道府県の設置する福祉事務所の長は、第二十五条第一項の規定による通告又は前条第二項第二号若しくは次条第一項第四号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊娠婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

二 妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等（助産の実施、母子保護の実施又は保育の利用若しくは第二十四条第五項の規定による措置をいう。以下同じ。）が適当であると認める者は、これをそれぞれその妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。

三 児童又はその保護者をその福祉事務所の知り用等（助産の実施、母子保護の実施又は保育の利用若しくは第二十四条第五項の規定による措置をいう。以下同じ。）が適当であると認める者は、これをそれぞれその妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。

四 児童自立生活援助の実施又は社会的養護に立支援拠点事業の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

五 第二十二条の六の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を探らなければならぬ。

一 次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。

二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センターネット、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八条に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。）を行ふ者その他当該指導を適切に行うことができる者として内閣府令で定めるものに委託して指導させること。

三 児童及び妊産婦の福祉に関して、情報を提供すること、相談（専門的な知識及び技術を必要とするもの）に応じること、調査すること。

及び指導（医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合を除く。）を行うことその他の支援（専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。）を行ふことを要すると認める者（次条の措置を要すると認める者を除く。）は、これを市町村に送致すること。

四 第二十五条の七第一項第二号又は前条第二号の措置が適当であると認める者は、これを福祉事務所に送致すること。

五 妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等が適当であると認める者は、これをそれぞれの妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。

六 児童自立生活援助の実施又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適當であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

七 第二十一条の六の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

八 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適當であると認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること。

前項第一号の規定による報告書には、児童の住所、氏名、年齢、履歴、性行、健康状態及び家庭環境、同号に規定する措置についての当該児童及びその保護者の意向その他の児童の福祉増進に關し、参考となる事項を記載しなければならない。

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、第一項の措置を探るにあたつては、家庭裁判所の決定による指示に従わなければならない。

都道府県は、肢体不自由のある児童又は重症心身障害児については、前項第三号の措置に代えて、指定発達支援医療機関に対し、これらの児童を入院させて障害児入所施設（第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限り）におけると同様な治療等を行うことを委託することができる。

都道府県知事は、少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、第一項の措置を探るにあたつては、家庭裁判所の決定によると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること。

都道府県は、前項第三号及び第四十七条の規定により認められる場合を除き、事件を家庭裁判所に送致しなければならない。

第二十七条の四 第二十六条第一項第二号又は第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導（委託に係るものに限る。）の事務に従事する者は又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第二十八条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第二十七条第一項第三号の措置を探ることができる。

一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を探ること。

二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不適当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を探ること。

第一号又は第二号ただし書の規定により採るものを除く。）若しくは第二項の措置を探る場合又は第一項第二号若しくは第三号若しくは第二号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置を超えてはならない。ただし、当該措置に係る約書を提出させること。

二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所に

おいて、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する内閣府令で定める者に委託して指導させること。

三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童養護施設に入所させる措置とみなす。若しくは児童自立支援施設に入所させること。

四 家庭裁判所の審判に付することが適當であると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること。

都道府県は、肢体不自由のある児童又は重症心身障害児については、前項第三号の措置に代えて、指定発達支援医療機関に対し、これらの児童を入院させて障害児入所施設（第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限り）におけると同様な治療等を行うことを委託することができる。

都道府県知事は、少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、第一項の措置を探るにあたつては、家庭裁判所の決定による指示に従わなければならない。

第二十七条の四 第二十六条第一項第二号又は第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導（委託に係るものに限る。）の事務に従事する者は又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第二十八条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第二十七条第一項第三号の措置を探ることができる。

一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を探ること。

二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不適当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を探ること。

第一号又は第二号ただし書の規定により採るものを除く。）若しくは第二項の措置を探る場合又は第一項第二号若しくは第三号若しくは第二号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更する場合には、児童相談所長の意見を聽かなければならぬ。

都道府県知事は、第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更する場合には、児童相談所長の意見を聽かなければならぬ。

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を探らなければならない。

一 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。

二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所に

に変更する場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聽かなければならない。

第二十七条の二 都道府県は、少年法第二十四条第一項又は第二十六条の四第一項の規定により同法第二十四条第一項第二号の保護処分の決定を受けた児童につき、当該決定に従つて児童自立支援施設に入所させる措置（保護者の下から通わせて行うものを除く。）又は児童養護施設に入所させる措置を探らなければならない。

前項に規定する措置は、この法律の適用については、前条第一項第三号の児童自立支援施設又は児童養護施設に入所させる措置とみなす。ただし、同条第四項及び第六項（措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更する場合に係る部分を除く。）並びに第二十八条の規定の適用については、この限りでない。

第二十七条の三 都道府県知事は、たまたま児童の行動の自由を制限し、又はその自由を奪うよう強制的措置を必要とするときは、第三十三条、第三十三条の二及び第四十七条の規定により認められる場合を除き、事件を家庭裁判所に送致しなければならない。

第二十七条の四 第二十六条第一項第二号又は第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導（委託に係るものに限る。）の事務に従事する者は又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第二十八条 家庭裁判所は、前項の規定による勧告を行つたときは、その旨を当該保護者に通知するものとする。

家庭裁判所は、措置に関する承認の申立てに係る保護者に対する指導措置を探るよう勧告すること、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に關し報告及び意見を求めること、又は当該申立てに係る児童及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができること。

都道府県は、前項の規定による勧告を行つたときは、その旨を当該保護者に通知するものとする。

家庭裁判所は、措置に関する承認の申立てに係る承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行つた場合において、措置に関する承認の申立てに係る保護者に対する指導措置を探ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を探るよう勧告することができる。

家庭裁判所は、第四項の規定による勧告を行つた場合において、措置に関する承認の申立てに係る保護者に対する指導措置を探ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を探るよう勧告することができる。

第五項の規定は、前二項の規定による勧告について準用する。

第二十九条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、

児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

児入所施設（第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設に限る。次条第一項において同じ。）、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満二十歳に達するまで、引き続き第二十七条第一項第三号の規定による委託を継続し、若しくはその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができることとする。

都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により障害児入所施設（第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。次条第一項において同じ。）に入所した児童又は第二十七条第二項の規定による委託により指定発達支援医療機関に入院した肢体不自由のある児童若しくは重症心身障害児については満二十歳に達するまで、引き続きその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、若しくは同項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を探ることができる。

都道府県は、前条第三項の規定にかかるわざず、同項の規定により障害児入所施設に在所している者又は委託を継続して指定発達支援医療機関に入院している肢体不自由のある者若しくは重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者であつて、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことが著しく困難なものとして内閣府令で定める者について、満二十歳に到達してもなお引き続き在所又は入院させる措置を採らなければその福祉を損なうおそれがあると認めるとときは、当該者が満二十三歳に達するまで、引き続き当該者をこれらの施設に在所させ、若しくは同項の規定による委託を継続され又はこれらの措置を相互に変更する措置を探ることができる。

前二項の規定による措置は、この法律の適用については、第二十七条第一項第三号又は第二項の規定による措置とみなす。

第一項によると、第一項の規定によつて、

らして、都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十七条第一項又は第二項の措置（第十八条第四項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。）を探るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者にて、当該一時保護を行うことを委託させることができる。

前二項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならない。

前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第一項又は第二項の規定による一時保護を行うことができる。

やめたときは、同居をやめた日から一月以内に、市町村長を経て、都道府県知事に届け出なければならない。

都道府県は、延長者（児童以外の満二十歳に満たない者のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。）について、第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の措置を採

県知事は、児童相談所長の意見を聽かなければならぬ。

前項の規定により引き続き一時保護を行ううえで、
とが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の
の意に反する場合においては、児童相談所長又
は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうう
立 場 は)

第三十条の二 都道府県知事は、小規模住居型児

する者を除く。)

子保護の実施の権限、第二十二条の十八第一項

頃
しくは第二号ただし書の承認の申立て又は当該

第三十一条 都道府県等は、第二十三条第一項本文の規定により母子生活支援施設に入所した児童については、その保護者から申込みがあり、かつ、必要があると認めるときは、満二十歳に達するまで、引き続きその者を母子生活支援施設において保護することができる。

第三十一条の二 都道府県は、前条第二項の規定にかかるわらず、同項の規定により障害児入所施設に在所している者であつて、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことが著しく困難なものとして内閣府令で定める者について、満二十歳に到達してもなお引き続き在所させる措置を採らなければその福祉を損なうおそれがあると

市町村長は、保育所における保育を行うことの権限並びに第二十四条第三項の規定による調整及び要請、同条第四項の規定による勧奨及び支援並びに同条第五項又は第六項の規定による措置に関する権限の全部又は一部を、その管轄する福祉事務所の長又は当該市町村に置かれた教育委員会に委任することができる。

都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、障害

認めるときは、当該者が満二十三歳に達するまで、引き続き当該者を障害児入所施設に在所させる措置を探ることができる。

るときは、第二十六条第一項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の身心の状況、その置か

第三十一条の二 都道府県は、前条第二項の規定
によつて、同項の規定による監督見、行方見

市町村長は、保育所における保育を行うことの権限並びに第二十四条第三項の規定による開

の規定による引き続いでの一時保護は係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事由があるときは、一時保護権を開始する旨の

の規定による引き継いでの一時保護に係る手続の申立てをした場合において、やむを得ないまゝ情があるときは、一時保護を開始した日から月を経過した後又は同項の規定により引き継がれた後二月を経過した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き継ぎ一時保護を行うことができる。ただし、ハ、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお引き継ぎ一時保護を行う必要があると認めるときに限る。

前項本文の規定により引き継ぎ一時保護を行つた場合において、第五項本文の規定による引

項、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二号若しくは第二十七条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除する处分又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施については、行政手続法第三章（第十一条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第三十三条の六 都道府県は、その区域内における第六条の三第一項各号に掲げる者（以下この条において「児童自立生活援助対象者」という。）の自立を図るために必要がある場合において、その児童自立生活援助対象者から申し込みがあつたときは、自ら又は児童自立生活援助事業を行う者（都道府県を除く。次項において同じ。）に委託して、その児童自立生活援助対象者に対し、内閣府令で定めるところにより、児童自立生活援助を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、その他の適切な援助を行わなければならない。

児童自立生活援助対象者であつて児童自立生活援助の実施を希望するものは、内閣府令の定めるところにより、入居を希望する住居その他内閣府令の定める事項を記載した申込書を都道府県に提出しなければならない。この場合において、児童自立生活援助事業を行う者は、内閣府令の定めるところにより、児童自立生活援助対象者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わって行うことができる。

都道府県は、児童自立生活援助対象者が特別な事情により当該都道府県の区域外の住居に入居を希望するときは、当該住居への入居について必要な連絡及び調整を図らなければならぬ。

都道府県は、第二十五条の七第一項第三号若しくは第二項第四号、第二十五条の八第四号若しくは第二十六条第一項第六号の規定による報告を受けた児童又は第三十三条第八項第二号の規定による報告を受けた満二十歳未満義務教育終了児童等について、必要があると認めたる児童等について、内閣府令の定めるところにより、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨しなければならない。

都道府県は、児童自立生活援助対象者の住居の選択及び児童自立生活援助事業の適正な運営の確保に資するため、内閣府令の定めるところにより、その区域内における児童自立生活援助事業を行う者、当該事業の運営の状況その他の

内閣府令の定める事項に関する情報の提供を行わなければならない。

第三十三条の六の二 都道府県は、児童の健全育成及び措置解除者等の自立に資するため、その区域内において、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業及び意見表明等支援事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

第三十三条の六の三 社会的養護自立支援拠点事業を行う都道府県は、第二十五条の七第一項第三号若しくは第二項第四号、第二十五条の八第四号若しくは第二十六条第一項第六号の規定による報告を受けた児童又は第三十三条第八項第二号の規定による報告を受けた満二十歳未満義務教育終了児童等について、必要があると認められたときは、これらの方に對し、社会的養護自立支援拠点事業の利用を勧奨しなければならない。

第三十三条の六の四 児童相談所長は、児童について、家庭裁判所に對し、養親としての適格性を有する者との間における特別養子縁組について、家事事件手続法（平成二十三年法律第五十ニ号）第一百六十四条第二項に規定する特別養子適格の確認を請求することができる。

児童相談所長は、前項の規定による請求に係る児童について、特別養子縁組によつて養親となることを希望する者が現に存しないときは、当該児童に係る民法第八百七十九条の二第一項に規定する請求を行うことを勧奨するよう努めるものとする。

第三十三条の六の五 児童相談所長は、児童に係る特別養子適格の確認の審判事件（家事事件手続法第三条の五に規定する特別養子適格の確認の審判事件をいう。）の手続に参加することができる。

前項の規定により手続に参加する児童相談所長は、家事事件手続法第四十二条第七項に規定する利害関係参加人となす。

第三十三条の七 児童の親権者に係る民法第八百三十四条本文、第八百三十四条の二第一項、第八百三十五条又は第八百三十六条の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの方の審判の取消しの請求は、これらの方に對する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行ふこと。

るときは、家庭裁判所に對し未成年後見人の選任を請求しなければならない。

児童相談所長は、前項の規定による未成年後見人の選任の請求に係る児童（小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託中、児童福祉施設に入所中又は一時保護中の児童を除く。）に對し、親権を行ふ者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行ふ。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、内閣府令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

第三十三条の九 児童の未成年後見人に、不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、民法第八百四十六条の規定による未成年後見人の解任の請求は、同条に定める者のか、児童相談所長も、これを行うことができる。

第三十三条の九の二 国は、要保護児童の保護に関する事例の分析その他の要保護児童の健全な育成に資する調査及び研究を推進するものとする。

第三十三条の十 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に從事する他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、一時保護施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童の一時保護を行ふ業務に從事する者の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、一時保護施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童の一時保護を行ふ業務に從事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。

三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げること。

四 被措置児童等に對する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行ふこと。

第三十三条の十一 施設職員等は、被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

第三十三条の十二 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第三十三条の十四第一項若しくは第二項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、児童虐待の防止等に関する法律第六条第一項の規定による通告をすることを要しない。

被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることを要しない。

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

施設職員等は、第一項の規定による通告をしてことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受ける。

施設職員等は、第一項の規定による通告をしてことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受ける。

第三十三条の十三 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会又は市町村が前条第一項の規定による通告又は同条第三項の規定による届出を受けた場合においては、当該通告若しくは届出を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

による届出若しくは第三項若しくは次条第一項の規定による通知を受けたときは又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、速模住居型児童養育事業、里親・乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護施設又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を行う者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るために、適切な措置を講ずるものとする。

第三十三条の十六 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待がった場合に講じた措置その他の内閣府令で定める事項を公表するものとする。

第三十三条の十七 国は、被措置児童等虐待の事例の分析を行うとともに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被措置児童等虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

第八節 情報公表対象支援の利用に資する情報の報告及び公表

第三十三条の十八 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者並びに指定障害児入所施設等の設置者（以下この条及び第三十三条の二十三の二第三項において「対象事業者」という。）は、指定通所支援、指定障害児相談支援又は指定入所支援（以下この条において「情報公表対象支援」という。）の提供を開始しようとするとき、その他の内閣府令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、情報公表対象支援情報（その提供する情報公表対象支援の内容及び情報公表対象支援を利用する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、情報公表対象支援を利用し、又は利用しようとする障害児の保護者が適切かつ円滑に当該情報公表対象支援を利用する機会を確保するため、情報公表対象支援の質及び情報公表対象支援に従事する従業者に関する情報（情報公表対象支援情報に該当するものを除く。）であつて内閣府令で定めるものの提供を希望する対象事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

第三十三条の十九 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、第一項の規定による報告を受けたところにより、当該情報公表対象支援の内容を公表しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による公表を行つた後、内閣府令で定めるところにより、当該情報公表対象支援の内容を公表しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による公表を行つたところ必要があると認めるときは、第一項の規定による報告を真正であることを確認するのに必要な限度において、当該報告をした対象事業者に対し、当該報告の内容について、調査を行うことができる。

都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、都道府県知事に対し、意見述べることができる。

都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、都道府県知事に対し、意見述べることができる。

都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告を行つて、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

第四節 其他障害児通所支援等の円滑な実施を確保するため必要な事項

基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十七条第一項に規定する基本指針と一体のものとして作成することができる。

内閣総理大臣は、基本指針の案を作成し、又は基本指針を変更しようとするとときは、あらかじめ、障害児及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

都道府県知事は、指定障害児通所支援事業者が第四項の規定による命令に従わない場合には、当該指定障害児通所支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。指定を取消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができると認めるときは、理由を付して、その旨をある市町村長に通知しなければならない。

都道府県知事は、情報公表対象支援を利用し、又は利用しようとする障害児の保護者が適切かつ円滑に当該情報公表対象支援を利用する機会を確保するため、情報公表対象支援の質及び情報公表対象支援に従事する従業者に関する情報（情報公表対象支援情報に該当するものを除く。）であつて内閣府令で定めるものの提供を希望する対象事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

内閣総理大臣は、障害児の生活の実態、障害児を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに基本指針を変更するものとする。

内閣総理大臣は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他の障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他の障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

第三十三条の二十一 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一、各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二、各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一、前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

二、前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第三十三条の二第二項の規定により公表された結果

その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成するものとする。

市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一條第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第七百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他

の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保れたものでなければならぬ。

市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聽くよう努めなければならない。

市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聽かなければならぬ。

市町村は、市町村障害児福祉計画を定期的に、前条第二項各号に掲げる事項を定める場合は、遅滞なく、これを都道府県に提出しなければならない。

市町村は、市町村障害児福祉計画の達成に資するたるものとする。

め、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

都道府県が定める区域ごとの各年度の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類

一 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 当該都道府県が定める区域ごとの各年度の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

三 各年度の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

都道府県障害児福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の区域ごとの指定通所支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の区域ごとの指定通所支援又は指定障害児相談支援の質の向上のために講ずる措置に関する事項

三 指定障害児入所施設等の障害児入所支援の質の向上のために講ずる措置に関する事項

四 前項第二号の区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

都道府県は、第三十三条の二十三の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該分析の結果を勘案して、都道府県障害児福祉計画を作成するよう努めるものとす

る。

都道府県は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条第一項に規定する都道府県障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

都道府県は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する都道府県障害児福祉計画及び都道府県障害児福祉計画と一体のものとして作成するものとする。

第一項に規定する協議会を設置したときは、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聽くよう努めなければならない。

都道府県は、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

都道府県は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（都道府県障害児福祉計画を定めた場合においては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

都道府県は、市町村障害児福祉計画及び都道府県障害児福祉計画又は都道府県障害児福祉計画の作成上の重要な技術的・事項について必要な助言をすることができる。

内閣総理大臣は、都道府県に対し、都道府県障害児福祉計画の作成の手法その他の都道府県障害児福祉計画の作成上の重要な技術的・事項について必要な助言をすることができる。

国は、市町村又は都道府県が、市町村障害児福祉計画又は都道府県障害児福祉計画の作成、実施及び評価並びに障害児の福祉の増進に資するため、次に掲げる事項に関する情報

第三十三条の二十三の二 内閣総理大臣は、市町村障害児福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成、実施及び評価並びに障害児の福祉の増進に資するため、次に掲げる事項に関する情報

第三十三条の二十三の二 第二節 雜則

第一 身体に障害又は形態上の異常がある児童を

二 公衆の観覽に供する行為

三 児童にこじきをさせ、又は児童を利用してこじきをする行為

四 芸その他の演技を業務として満十五歳に満たない児童にかるわざ又は曲馬をさせる行為

五 満十五歳に満たない児童に戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で歌謡、遊芸その他の演技を業務としてさせること

六 戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務として行う満十五歳に満たない児童を、当該業務を行うため

七 戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務として行う満十五歳に満たない児童を、当該業務を行うため

八 戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務として行う満十五歳に満たない児童を、当該業務を行うため

九 戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務として行う満十五歳に満たない児童を、当該業務を行うため

十 戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務として行う満十五歳に満たない児童を、当該業務を行うため

し、障害児福祉等関連情報を、内閣府令で定める方法により提供するよう求めることができる。

第一項に規定する調査及び分析に係る事務の全部又は一部を連合会その他内閣府令で定める者に委託することができる。

第三十三条の二十三の三 内閣総理大臣は、前条第一項に規定する調査及び分析に係る事務の全部又は一部を連合会その他内閣府令で定める者に委託することができる。

第三十三条の二十四 都道府県知事は、市町村に

対し、市町村障害児福祉計画又は都道府県障害児福祉計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることができる。

第三十三条の二十五 国は、市町村又は都道府県が、市町村障害児福祉計画又は都道府県障害児福祉計画の作成上の重要な技術的・事項について必要な助言をすることができる。

第三十三条の二十三の二 第二節 雜則

第一 他人も、次に掲げる行為をしてはならない。

第二 他人の内閣府令で定める事項

第三 公衆の娯楽を目的として、満十五歳に満たない児童にかるわざ又は曲馬をさせる行為

四 公衆の観覽に供する行為

五 児童にこじきをさせ、又は児童を利用してこじきをする行為

六 芸その他の演技を業務として満十五歳に満たない児童にかるわざ又は曲馬をさせる行為

七 戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で歌謡、遊芸その他の演技を業務として行う満十五歳に満たない児童を、当該業務を行うため

八 戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務として行う満十五歳に満たない児童を、当該業務を行うため

九 戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務として行う満十五歳に満たない児童を、当該業務を行うため

十 戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務として行う満十五歳に満たない児童を、当該業務を行うため

十一 戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務として行う満十五歳に満たない児童を、当該業務を行うため

十二 戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務として行う満十五歳に満たない児童を、当該業務を行うため

十三 戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務として行う満十五歳に満たない児童を、当該業務を行うため

たときは、その事業を行ふ者に対し、当該基準に適合するため必要な措置を探るべき旨を命ずることができる。

市町村長は、放課後児童健全育成事業を行ふ者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする处分に違反したとき、又はその事業に關し不當に營利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の九 市町村は、内閣府令で定めるところにより、子育て短期支援事業を行うことができる。

第三十四条の十 市町村は、第二十一条の十の二第一項の規定により乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業を行う場合には、社会福祉法の定めるところにより行うものとする。

第三十四条の十一 市町村、社会福祉法人その他者は、社会福祉法の定めるところにより、地域子育て支援拠点事業、子育て世帯訪問支援事業又は親子関係形成支援事業を行うことができることにより、子育て短期支援事業を行うことができる。

市町村、社会福祉法人その他の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出て、一時預かり事業を行うことができることにより、子育て短期支援事業を行うことができる。

市町村、社会福祉法人その他の者は、一時預かり事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

第三十四条の十三 一時預かり事業を行ふ者は、その事業を実施するために必要なものとして内閣府令で定める基準を遵守しなければならない。

第三十四条の十四 都道府県知事は、前条の基準を維持するため、一時預かり事業を行ふ者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対する質問させ、若しくは命ぜることができる。

その事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

都道府県知事は、一時預かり事業が前条の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行なう者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を探るべき旨を命ぜることができる。

都道府県知事は、一時預かり事業を行なう者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする处分に違反したときは、又はその事業に関し不当に當利を図り、若しくはその事業に係る乳児若しくは幼兒の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ぜることができる。

第三十四条の十五 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる

国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合については、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

一 当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること。

二 当該家庭的保育事業等を行う者（その者が法人である場合にあつては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）をいう。第三十五条第五項第二号において同じ。）とする。）が社会的信望を有すること。

三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

四 次のいずれにも該当しないこと。

イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
申請者が、第五十八第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名稱を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。本において同じ。）又はその事業を管理する者の他の政令で定める使人（以下この号及び第三十五条第五項第四号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者の業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関する当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

会社等」という。(申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超える。若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他的事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの)うち、当該申請者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人をいう。

第三十五条第五項第四号ホにおいて同じ。)

が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過してないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち當該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

ヘ 申請者が、第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定するまでの間に第七項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第三十四条の十七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)

チ へに規定する期間内に第七項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前五年以内に保育事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちに該当する者であるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がいから二まで又はへからりまでのいずれかに該当する者であるとき。

市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉法に係る当事者の意見を聽かなければならぬ。

市町村長は、第三項に基づく審査の結果、その申請が次条第一項の条例で定める基準に適合しております、かつ、その事業を行う者が第三項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人である場合は、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるときは、第二項の認可をするものとする。ただし、市町村長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第六十一条第一項第一号の規定により当該市町村が定める教育・保育提供区域とす）に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。以下この項において同

じ。)の利用定員の総数(同法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)が、同法第六十一条第一項の規定により当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域の特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数(同法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになると認めるととき、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として内閣府令で定める場合に該当すると認めるときは、第二項の認可をしないことができる。

市町村長は、家庭的保育事業等に関する第二項の申請に係る認可をしないときは、速やかにその旨及び理由を通知しなければならない。

第三十四条の十六 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならぬ。

市町村が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を參照するものとする。

一 家庭的保育事業等に從事する者及びその員数

二 家庭的保育事業等の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの家庭的保育事業等を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

第三十四条の十七 市町村長は、前条第一項の基準を維持するため、家庭的保育事業等を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対する質問させ、若しくは家庭的保育事業等を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。
市町村長は、家庭的保育事業等が前条第一項の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するため必要な措置を採るべき旨を勧告し、又はその事業を行う者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、その事業を行なう者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
第三十四条の十七の二 市町村は、児童育成支援拠点事業を行うことができる。
国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を市町村長に届け出て、児童育成支援拠点事業を行うことができる。
国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。
児童育成支援拠点事業に從事する者は、その職務を遂行するに当つては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。
第三十四条の十七の三 市町村長は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童育成支援拠点事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対する質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。
市町村長は、児童育成支援拠点事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする处分に違反したとき、又はその事業に関し不当に権利を囁り、若しくはその事業に係る児童若しくはその保護者の遭遇につき不当な行為をしたときは、その者に對し、その事業の制限又は停止を命ずることがで

第三十四条の十八 国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の十八の二 都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の十八の三 国及び都道府県以外の者は、病児保育事業を行ふ者が、保育事業を行う者に対する質問させ、若しくはその事業を行ふ場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

都道府県知事は、病児保育事業を行ふ者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする处分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の十九 国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、子育て援助活動支援事業を行ふことができる。

子育て援助活動支援事業に従事する者は、その職務を遂行するに当つては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

第三十四条の二十 都道府県知事は、第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託するため、内閣府令で定めるところにより、養育里親及び養子縁組里親となることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

二 この法律、児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関するもの

一月前（当該児童福祉施設が保育所である場合には三月前）までに、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十六条 助産施設は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊娠婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設とする。

第三十七条 乳児院は、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他他の理由により特に必要な場合には、児童を含む）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

第三十八条 母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これら者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

第三十九条 保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が二十人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園をする）とする。

第四十条 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、保育を必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。

第四十一条 児童養護施設は、保護者のない児童に対する施設とする。

第四十二条 障害児入所施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、当該各号に定める支援を行うことを目的とする施設とする。

第四十三条 児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする。

第四十四条の四 第六条の三各項に規定する事業を行う者、里親及び児童福祉施設（指定障害児入所施設及び指定通所支援に係る児童発達支援センターを除く。）の設置者は、児童・妊娠婦その他これら事業を利用する者又は当該児童福祉施設に入所する者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、これらの者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならぬ。

第四十六条 都道府県知事は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に

守しなければならない。

児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵

守しなければならない。

児童福祉施設の設置者は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水

準を確保するものでなければならない。

里親は、前項の基準を遵守しなければならぬ。

い。

都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項において、その基準は、児童

の身体的、精神的及び社会的な発達のために必

要な生活水準を確保するものでなければならぬ。

第四十七条 内閣総理大臣は、前項の内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参考するものとする。

第四十八条の二 児童福祉施設に配置する従業者及びその

員数

第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、

前項の場合について準用する。

都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運

営が第四十五条第一項の基準に達しないとき

は、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧

告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わ

る。

第三十九条の二 児童連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の児童に対する教育（教育基本法（平成十八年法律第二百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。）及び保育を必要とする乳児・児童に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は児童の健やかな成長が図られるよう適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設とする。

第四十条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進する法律に定めるもののほか、認定こども園法の定めるとところによる。

第四十一条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等

の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童

の健全な発達に密接に関連するもの

として内閣府令で定めるもの

を目的とする。

第三十九条の二 児童連携型認定こども園は、義

務教育及びその後の教育の基礎を培うものとし

ての満三歳以上の児童に対する教育（教育基本

法（平成十八年法律第二百二十号）第六条第一項

に規定する法律に定める学校において行わる

教育をいう。）及び保育を必要とする乳児・児

童に対する保育を一体的に行い、これらの乳

児又は児童の健やかな成長が図られるよう適

切な環境を与えて、その心身の発達を助長す

ることを目的とする施設とする。

第四十二条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第四十三条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第四十四条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第四十五条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第四十六条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第四十七条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第四十八条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第四十九条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第五十条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第五十一条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第五十二条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第五十三条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第五十四条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第五十五条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第五十六条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第五十七条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第五十八条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第五十九条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第六十条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第六十一条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第六十二条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第六十三条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第六十四条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第六十五条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第六十六条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第六十七条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第六十八条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第六十九条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第七十条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第七十一条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第七十二条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第七十三条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第七十四条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第七十五条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第七十六条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第七十七条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第七十八条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第七十九条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第八十条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第八十一条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第八十二条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第八十三条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第八十四条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第八十五条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第八十六条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第八十七条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第八十八条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第八十九条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第九十条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第九十一条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第九十二条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第九十三条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第九十四条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第九十五条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

るところによる。

第九十六条 児童連携型認定こども園は、この法

律に定めるもののほか、認定こども園法の定め

号に係るものと除く。)、第二十九条第一項又は第三十条第一項(第一号に係るものと除く。)の規定により施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給を受けることができる保護者の児童であるときは、市町村は、その限度において、前条第四号又は第五号の規定による費用の支弁をすることを要しない。

第五十三条 国庫は、第五十条(第一号から第三号まで及び第九号を除く。)及び第五十一条(第四号、第七号及び第八号を除く。)に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担することを要する。

第五十四条 削除

第五十五条 都道府県は、第五十一条第一号から第三号まで、第五号及び第六号の費用に対しても、政令の定めるところにより、その四分の一を負担しなければならない。

第五十六条 第四十九条の二に規定する費用を国庫が支弁した場合においては、内閣総理大臣は、本人又はその扶養義務者(民法に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から、都道府県知事の認定するその負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

第五十条第五号、第六号、第六号の二若しくは第七号から第七号の三までに規定する費用(同条第七号に規定する里親支援センターにおいて行う里親支援事業に要する費用を除く。)を支弁した都道府県又は第五十二条第二号から第五号までに規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による負担能力の認定又は前項の規定による費用の徴収に関し必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、本人若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

第一項又は第二項の規定による費用の徴収は、これを本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に嘱託することができる。

第一項又は第二項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは

は、第一項に規定する費用については国税の、第二項に規定する費用については地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

保育所又は幼保連携型認定こども園の設置者が、次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもつて、当該各号に定める額のうち當該保護者が当該保育所又は幼保連携型認定こども園に支払うべき金額に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該保育所又は幼保連携型認定こども園における保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第二十四条第一項の規定により当該保育所における保育を行ふため必要であると認めるとき又は同条第二項の規定により当該幼保連携型認定こども園における保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該設置者の請求に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

一 子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育を受けた乳児又は幼児 同条第三項第一号に掲げる額から同条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、同号に掲げる額）又は同法第二十八条第一項第一号の規定による特例施設型給付費の額及び同号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）の合計額

二 子ども・子育て支援法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育を受けた幼児 同条第二項第二号の規定による特例施設型給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）の合計額から同条第四項において準用する同法第二十七条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）

家庭の保育事業等を行ふ者が、次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもつて、当該各号に定める額のうち当該保護者が当該家庭の保育事業等を行ふ者に支払うべき金額に相当する金額の支払を受けることによりめたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該家庭の保育事業等による保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第二十四条第二項の規定により当該家庭的保育事業等による保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該家庭的保育事業等を行う者の請求に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

に規定する市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）の合計額から同条第四項において準用する同法第二十九条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）

する処分に違反したときは、該職員を解職すべき旨を指示すること。

国庫は、第一項の規定により都道府県が障害児入所施設又は児童発達支援センターについて補助した金額の三分の二以内を補助することができる。

第五十六条の三 都道府県及び市町村は、次に掲げる場合においては、補助金の交付を受けた児童福祉施設の設置者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ぜることができる。

一 補助金の交付条件に違反したとき。

二 詐欺その他の不正な手段をもつて、補助金の交付を受けたとき。

三 児童福祉施設の経営について、當利を図る行為があつたとき。

四 児童福祉施設が、この法律若しくはこれに基く命令又はこれらに基いてする処分に違反したとき。

第五十六条の四 国庫は、第五十条第二号に規定する児童委員に要する費用のうち、内閣総理大臣の定める事項に関するものについては、予算における保育所及び幼保連携型認定こども園（次項第一号及び第二号並びに次条第二項において「保育所等」という。）の整備に関する計画（以下「市町村整備計画」という。）を作成することができる。

市町村整備計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 保育提供区域（市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘査して定める区域をいう。以下同じ。）ごとの当該保育提供区域における保育所等の整備に関する目標及び計画期間

二 前号の目標を達成するために必要な保育所等を整備する事業に関する事項

三 その他内閣府令で定める事項

市町村整備計画は、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画と調和が保たれたものでなければならない。

第五十六條

量福祉施設の経営について、當利を図る
があつたとき。
量福祉施設が、この法律若しくはこれに
基づく命令又はこれらに基いてする処分に違反
したとき。
木の四　国庫は、第五十条第二号に規定
する委員に要する費用のうち、内閣總理大臣
が認めた事項に関するものについては、予算
内で、その一部を補助することができます。
木の四の二　市町村は、保育を必要とする
児童に対し、必要な保育を確保するた
めに、あると認めるときは、当該市町村に
保育所及び幼保連携型認定こども園(次
々及び第二号並びに次条第二項において
「等」という。)の整備に関する計画(以
下「市町村整備計画」という。)を作成する
こと。
市町村整備計画においては、おむね次に掲
げたものとする。
①提供区域(市町村が、地理的条件、人
口、交通事情その他の社会的条件、保育を提
供するための施設の整備の状況その他の条件
を目的に勘案して定める区域をいう。以下「保
育所提供区域」といふ。)との当該保育所提
供区域における保育所の整備に関する目標及び
計画期間
②整備計画は、子ども・子育て支援法第
一条第一項に規定する市町村子ども・子育て
事業計画と調和が保たれたものでなければ
ない。

充電

前二項に定めるものほか、前項の交付金の交付に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

十六条の五 社会福祉法第五十八条第二項から同法第三条第一項第四号及び同条第二項の規定による財産の譲渡又は貸付けを受けた社団法人による普通財産の譲渡又は貸付けを受けた社団法人に準用する。この場合において、社会福祉法第五十八条第二項中「厚生労働大臣」であるのは、「内閣総理大臣」と読み替えるものとする。

第五章 国民健康保険団体連合会の児童福祉法関係業務

十六条の五の二 連合会は、国民健康保険法規定による業務のほか、第二十四条の三第三十項（第二十四条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県から委託を受けた障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費又は第二十一条の五の七第七項及び第二十四条の二十六第六項の規定によるものと同一のものとみなす。）に付する業務を行つて行う障害児相談支援給付費の審査及び支払にかかる業務を行う。

十六条の五の三 連合会が前条の規定により業務（次条において「児童福祉法関係業務」という。）については、国民健康保険法第十六条において準用する同法第二十九条の規定の範囲内で、交付金を交付することができます。

第六章

雜則 地方公共団体は、児童の福祉を、障害児通所給付費、特例障害児高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費、介護障害児通所給付費、高額障害児特定入所障害児食費等給付費の支給を目的とする（第十七条第一項を除く。）の規定を、場合において、必要な技術的読定で定める。

市町村は、必要に応じ、公有財法第二百三十八条第一項に規定する

市町村

の都道府県は、前二項の市町村の措置に必要な支援を行うものとする。
案の八 市町村長は、当該市町村における実施に対する需要の状況等に照らし適切な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得る場合の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められる（法人に限る。）を、その申請により、行う保育所をいう。以下この条において「公私連携型保育所の設置及び運営を目的とする事項」とは、あらかじめ、当該指定をしようとする人と、次に掲げる事項を定めた協定（以降この条において単に「協定」という。）を締結すればならない。
（一）市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
（二）市町村の所在地
（三）公私連携型保育所における保育等に関する事項

1

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

に、児童慢性特定疾病医療支援を行つた者又はこれを使用した者に対し、その行つた児童慢性特定疾病医療支援に関する報告若しくは当該障害児入所支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対し質問させることができ。内閣総理大臣は、障害児入所給付費等の支給に関する必要があると認めるときは、障害児入所支援を行つた者若しくはこれを使用した者に對し、その行つた障害児入所支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対し質問させることができる。

第十九条の十六第二項の規定は前各項の規定による質問について、同条第三項の規定は前各項の規定による権限について準用する。

第五十七条の三の四 市町村及び都道府県は、次に掲げる事務の一部を、法人であつて内閣府令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができると認められるものとして都道府県知事が指定するもの（以下「指定事務受託法人」という。）に委託することができる。

一 第五十七条の三第一項及び第三項、第五十七条の三第二項並びに前条第一項及び第四項に規定する事務（これらの規定による命令及び質問の対象となる者並びに立入検査の対象となる事業所及び施設の選定に係るもの）並びに当該命令及び当該立入検査を除く。）

二 その他内閣府令で定める事務（前号括弧書に規定するものを除く。）

指定事務受託法人の役員若しくは職員又はこれらとの職にあつた者は、正当な理由なしに、当該委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

市町村又は都道府県は、第一項の規定により事務を委託したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第十九条の十六第二項の規定は、第二項の規定により委託を受け行う第五十七条の三第一項及び第三項、第五十七条の三の二第一項並びに前条第一項及び第四項の規定による質問につ

前各項に定めるもののほか、指定事務受託法
人に関する必要な事項は、政令で定める。
第五十七条の四 市町村は、障害児通所給付費等
の支給に關して必要があると認めるときは、障
害児の保護者又は障害児の属する世帯の世帯主
その他その世帯に属する者の資産又は収入の状
況につき、官公署に對し必要な文書の閲覧若し
くは資料の提供を求める、又は銀行、信託会社そ
の他の機関若しくは障害児の保護者の雇用主そ
の他の關係人に報告を求めることができる。
都道府県は、小児慢性特定疾病医療費の支給
に關して必要があると認めるときは、小児慢性特
定疾病児童の保護者若しくは成年患者又は小
児慢性特定疾病児童等の属する世帯の世帯主そ
の他その世帯に属する者の資産又は収入の状況
につき、官公署に對し必要な文書の閲覧若しく
は資料の提供を求める、又は銀行、信託会社そ
の他の機関若しくは小児慢性特定疾病児童の保護
者若しくは成年患者の雇用主その他の關係人に
報告を求めることができる。
都道府県は、障害児入所給付費等の支給に關
して必要があると認めるときは、障害児の保護
者又は障害児の属する世帯の世帯主その他その
世帯に属する者の資産又は収入の状況につき、
官公署に對し必要な文書の閲覧若しくは資料の
提供を求める、又は銀行、信託会社その他の機関
若しくは障害児の保護者の雇用主その他の關係
人に報告を求めることができる。

第五十八条 第三十五条第四項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、都道府県知事は、同項の認可を取り消すことができる。

第五十九条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第六条の三第九項から第十二項まで若しくは第三十六条から第四十四条まで（第三十九条の二を除く。）に規定する業務を目的とする施設であつて第三十五条の届出をしていないもの又は第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可若しくは認定こども園法第十七条第一項の認可を受けないもの（前条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第二十二条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならぬ。

第十八条の十六第三項の規定は、前項の場合について準用する。

都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第一項に規定する施設の設置者に対し、その施設の設備又は運営の改善その他のお勧告をすることができる。

都道府県知事は、前項の勧告を受けた施設の設置者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

都道府県知事は、第一項に規定する施設について、児童の福祉のため必要があると認めるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

め都道府県児童福祉審議会の意見を聽くいとまがないときは、当該手続を経ないで前項の命令をすることができる。

都道府県知事は、第三項の勧告又は第五項の命令をするために必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対し、その勧告又は命令の対象となるべき施設の設置者に関する情報その他の参考となるべき情報の提供を求めることができる。

都道府県知事は、第三項の勧告又は第五項の命令をした場合には、その旨を当該施設の所在地の市町村長に通知するものとする。

都道府県知事は、第五項の命令をした場合には、その旨を公表することができる。

第五十九条の二 第六条の三第九項から第十一項までに規定する業務又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設（少數の乳児又は幼児を対象とするものその他の内閣府令で定めるものを除く。）であつて第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可又は認定こども園法第十七条第一項の認可を受けていないもの（第五十八条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第二十二条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者は、その事業の開始の日（第五十八条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第二十二条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設についてでは、当該認可の取消しの日）から一月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 施設の名称及び所在地

二 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地

三 建物その他の設備の規模及び構造

四 事業を開始した年月日

五 施設の管理者の氏名及び住所

六 その他内閣府令で定める事項

前項に規定する施設の設置者は、同項の規定により届け出た事項のうち内閣府令で定めるものに変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。その事業を廃止し、又は休止したときも、同様とする。

都道府県知事は、前一項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を当該施設の所在地の市町村長に通知するものとする。

第五十九条の二の二 前条第一項に規定する施設において提供されるサービスを利用してようとする者の見やすい場所に掲示するとともに、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

一 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
二 建物その他の設備の規模及び構造
三 その他内閣府令で定める事項

第五十九条の二の三 第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者は、当該施設において提供されるサービスを利用しようとする者からの申込みがあつた場合には、その者に対し、当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するように努めなければならない。

第五十九条の二の四 第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者は、当該施設において提供されるサービスを利用するための契約が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
二 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
三 その他内閣府令で定める事項

第五十九条の二の五 第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者は、毎年、内閣府令で定めるところにより、当該施設の運営の状況を都道府県知事に報告しなければならない。

都道府県知事は、毎年、前項の報告に係る施設の運営の状況その他第五十九条の二第一項に規定する施設に関し児童の福祉のため必要と認める事項を取りまとめ、これを各施設の所在地の市町村長に通知するとともに、公表するものとする。

第五十九条の二の六 都道府県知事は、第五十九条、第五十九条の二及び前条に規定する事務の執行及び権限の行使に関し、市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

第五十九条の七 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合は、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなす。

第五十九条の三 町村の福祉事務所の設置又は廃止により助産の実施及び母子保護の実施に係る命令により、変更前の当該助産の実施若しくは母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長がした行為は、変更後の当該助産の実施若しくは母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長がした行為とみなす。ただし、変更前に行われ、又は行われるべきであつた助産の実施若しくは母子保護の実施に係る費用の支弁及び負担については、変更がなかつたものとする。

第五十九条の四 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び中核市並びに児童相談所を設置する市（特別区を含む。以下この項において同じ。）として政令で定める市（以下「児童相談所設置市」という。）においては、政令で定めるとところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

第五十九条の四 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び中核市並びに児童相談所を設置する市（特別区を含む。以下この項において同じ。）として政令で定める市（以下「児童相談所設置市」という。）においては、政令で定めるとところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

第五十九条の五 第二十二条の三第一項、第三十四条の五第一項、第三十四条の六、第四十六条及び第五十九条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、児童の利益を保護する緊急の必要があると内閣総理大臣が認める場合にあつては、内閣総理大臣又は都道府県知事が行うものとする。

第五十九条の五 第二十二条の三第一項、第三十四条の三第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条第一項、第三十四条第一項第六号まで又は第三十四条第二項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十条 第三十四条第一項第一号から第五号まで又は第七号から第九号までの規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十一条 第三十四条第一項第六号まで又は第七号から第九号までの規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十二条 第三十四条第一項第七号又は第九号の規定に違反した者に係る部分に限る。の罪は、刑法第四条の二の例に従う。

第六十三条 第三十四条第一項第七号又は第九号の規定に違反した者に係る部分に限る。の罪は、刑法第四条の二の例に従う。

第六十四条 第三十四条第一項第七号又は第九号の規定に違反した者に係る部分に限る。の罪は、刑法第四条の二の例に従う。

第六十五条 第三十四条第一項第七号又は第九号の規定に違反した者に係る部分に限る。の罪は、刑法第四条の二の例に従う。

第六十六条 第三十四条第一項第七号又は第九号の規定に違反した者に係る部分に限る。の罪は、刑法第四条の二の例に従う。

第六十七条 第三十四条第一項第七号又は第九号の規定に違反した者に係る部分に限る。の罪は、刑法第四条の二の例に従う。

第六十八条 第三十四条第一項第七号又は第九号の規定に違反した者に係る部分に限る。の罪は、刑法第四条の二の例に従う。

第六十九条 この法律における主務省令は、内閣総理大臣の権限（政令で定めるものと同様）を地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。

第七十条 都道府県知事は、児童相談所設置市の長が第一項の規定によりその処理する事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の七の規定により、前項の規定により委任された権限の一部

対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則 抄

第六十三条 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。但し、第十九条、第二十二条から第二十四条まで、第五十条第四号、第六号、第七号及び第九号（児童相談所の設備に関する部分を除く。）第五十一条、第五十四条及び第五十五条の規定並びに第五十二条、第五十三条及び第五十六条の規定中これらの規定に関する部分は、昭和二十三年四月一日から、これを施行する。

第六十三条の二 児童相談所長は、当分の間、第二十六条第一項に規定する児童のうち身体障害者手帳の交付を受けた十五歳以上の者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設（次条において「障害者支援施設」という。）に入所すること又は障害福祉サービス（同法第四条第一項に規定する障害者のみを対象とするものに限る。次条において同じ。）を利用することができる。次条において同規定する市町村の長に通知することができる。

第六十三条の三 児童相談所長は、当分の間、第二十六条第一項に規定する児童のうち十五歳以上上の者について、障害者支援施設に入所するこ

と又は障害福祉サービスを利用することが適当であると認めるときは、その旨を知的障害者福祉法第九条又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第二項若しくは第三項に規定する市町村の長に通知することができる。

第六十三条の四 児童虐待防止法及び少年教護法は、これを廃止する。但し、これらの法律廢止前に、なした行為に関する罰則の適用については、これを廃止する。但し、これらの法律は、なおその効力を有する。

第六十六条 児童虐待防止法第二条の規定により、都道府県知事のなした処分は、これをこの法律中の各相当規定による措置とみなす。

第六十七条 この法律施行の際現に存する少年教護法の規定による少年教護院及び職員養成所は、これをこの法律の規定により設置した教護所

院及び職員養成施設とみなし、少年教護院に在院中の者は、これを第二十七条第一項第三号の規定により、教護院に入院させられた者とみなす。

第六十八条 少年教護法第二十四条第一項但書の規定により、その教科につき、文部大臣の承認を受けた少年教護院であつて、この法律施行の際、現に存するものは、第四十八条第三項の規定により、教科に関する事項につき、学校教育

法第二十条又は第三十八条の監督庁の承認を受けたものとみなす。

第六十九条 この法律施行の際、現に存する生活保護法の規定による保護施設中の児童保護施設は、これをこの法律の規定により設置した児童福祉施設とみなす。

第七十条 この法律施行の際、現に存する児童福祉施設であつて、第六十七条及び前条の規定に該当しないものは、命令の定めるところにより、行政庁の認可を得て、この法律による児童福祉施設として存続することができる。

第七十一条 満十四歳以上の児童で、学校教育法

第九十六条の規定により、義務教育の課程又は

第三十四条第一項第三号から第五号までの規定は、これを適用しない。

第七十二条 国は、当分の間、都道府県（第五十

九条の四第一項の規定により、都道府県が処理

することとされている第五十六条の二第一項の

事務を指定都市等が処理する場合にあつては、

当該指定都市等を含む。以下この項及び第七項

において同じ。）に対し、第五十六条の二第一項の

規定により国がその費用について補助する

ことができる。

国は、当分の間、都道府県、市町村又は長期

にわたり医療施設において療養を必要とする児

童（以下「長期療養児童」という。）の療養環

境の向上のために必要な事業を行う者に対し、

長期療養児童の家族が宿泊する施設の新設、修

造、拡張又は整備で社会資本整備特別措置法第

二条第一項第二号に該当するものに要する費用

に充てる資金の一部を、予算の範囲内におい

て、無利子で貸し付けることができる。

国は、当分の間、都道府県又は指定都市等に

対し、児童の保護を行う事業又は児童の健全な

育成を図る事業を目的とする施設の新設、修

理、改造、拡張又は整備（第五十六条の二第三

項の規定により国がその費用について補助する

ものを除く。）で社会資本整備特別措置法第二

条第一項第二号に該当するものにつき、当該都

道府県又は指定都市等が自ら行う場合にあつて

はその要する費用に充てる資金の一部を、指定

都市等以外の市町村又は社会福祉法人が行う場

合にあつてはその者に対し当該都道府県又は指

定都市等が補助する費用に充てる資金の一部

を、予算の範囲内において、無利子で貸し付け

ることができる。

国は、当分の間、都道府県、市町村又は長期

にわたり医療施設において療養を必要とする児

童（以下「長期療養児童」という。）の療養環

境の向上のために必要な事業を行う者に対し、

長期療養児童の家族が宿泊する施設の新設、修

造、拡張又は整備で社会資本整備特別措置法第

二条第一項第二号に該当するものに要する費用

に充てる資金の一部を、予算の範囲内において

おいて、無利子で貸し付けることができる。

前項の規定による貸付金の償還期間は、五年（二

年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定め

る期間とする。

前項に定めるもののほか、第一項から第四項

までの規定による貸付金の償還方法、償還期限

まで定める。

国は、第一項の規定により都道府県に対し貸

付けを行つた場合には、当該貸付けの対象であ

る事業について、第五十六条の二第三項の規定

による当該貸付金に相当する金額の補助を行

るものとし、当該補助については、当該貸付金

のための委託若しくは保育所における保育を行

うことの委託」とするほか、必要な技術的読替

えは、政令で定める。

第四十六条の二第一項の規定の適用について

は、当分の間、同項中「第二十四条第五項」と

あるのは「保育所における保育を行うことの権

限及び第二十四条第五項」と、「母子保護の実

施のための委託」とあるのは「母子保護の実施

のための委託若しくは保育所における保育を行

うことの委託」とするほか、必要な技術的読替

えは、政令で定める。

第四十六条の二第一項の規定の適用について

は、当分の間、同項中「第二十四条第五項」と

あるのは「保育所における保育を行うことの権

限及び第二十四条第五項」と、「母子保護の実

施のための委託」とあるのは「母子保護の実施のための委託若しくは保育所における保育を行うことの委託」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十六条の二第一項の規定の適用については、当該貸付けの対象である事業について、第五十六条の二第三項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行つて、予算の範囲内において、当該貸付金に相当する金額を交付することができる。

第四十六条の二第一項の規定の適用については、当該貸付けの対象である事業について、第五十六条の二第三項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行つて、予算の範囲内において、当該貸付金に相当する金額を交付することができる。

第四十六条の二第一項の規定の適用については、当該貸付けの対象である事業について、第五十六条の二第三項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行つて、予算の範囲内において、当該貸付金に相当する金額を交付することができる。

第四十六条の二第一項の規定の適用については、当該貸付けの対象である事業について、第五十六条の二第三項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行つて、予算の範囲内において、当該

を削り、第七十七条を第七十六条とする改正規定、同法第七十八条の改正規定、同条を第七十七条とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十三条の改正規定並びに同法第五条及び第六条の規定並びに附則第二十五条、中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第三条の改正規定 平成三年四月一日
(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)
第十七条 この法律の施行の際現に第七条の規定による改正後の児童福祉法（以下この条において「新法」という。）第六条の二に規定する児童居宅生活支援事業を行つてゐる国及び都道府県以外の者について新法第三十四条の三第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「老人福祉法等の一部を改正する法律（平成二年法律第五十八号）」の施行の日から起算して三月以内に（罰則に関する経過措置）
第二十一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第二十二条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(聴聞に關する規定の整理に伴う経過措置)
第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益处分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。
第十五条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成六年六月二九日法律第四十九号抄)
1 (施行期日)
この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律第四十八号)中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。
附 則 (平成六年六月二九日法律第八四号抄)
(施行期日)
この法律は、平成六年十月一日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。
第六十五条 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成六年七月一日法律第八四号抄)
(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条中母子保健法第十八条の改正規定(「又は保健所を設置する市」を「保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。)は平成七年一月一日から、第一条、第四条、第五条、第七条、第九条、第十二条、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十条の規定並びに附則第三条から第十二条まで、附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定は平成九年四月一日から施行する。
第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定めること。

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。
(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の児童福祉法(附則第五条から第八条までにおいて「旧法」という)第二十四条の規定により保育所に入所している児童は、第一条の規定による改正後の児童福祉法(次条から附則第五条までにおいて「新法」という。)

第二十四条第一項の規定により市町村が保育所において保育を行っている児童とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に新法第六条の二第五項に規定する児童自立生活援助事業を行つてゐる国及び都道府県以外の者について新法第三十四条の三第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「児童福祉法等の一部を改正する法律(平成九年法律第七十四号)」の施行の日から起算して三月以内とする。

第四条 この法律の施行の際現に新法第六条の二第六項に規定する放課後児童健全育成事業を行つてゐる市町村、社会福祉法人その他の者について社会福祉事業法第六十四条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「事業開始の日から一月」とあるのは、「児童福祉法等の一部を改正する法律(平成九年法律第七十四号)」の施行の日から起算して三月とする。

第五条 この法律の施行の際現に存する旧法の規定による母子寮、養護施設又は教護院は、それぞれ新法第三十五条の規定により設置された母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設とみなす。

第六条 旧法第四十八条第二項の規定により旧法第四十四条に規定する教護院の長が発行した同項の証明書の効力については、なお従前の例による。

第七条 当分の間、児童自立支援施設の長は、入所中学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による小学校又は中学校に準ずる教科を修めた児童に対し、修了の事実を証する証明書を発行することができる。この場合においては、

て、児童自立支援施設の長は、当該教科に関する事項については、文部科学大臣の勧告に従わなければならぬ。前項の証明書の効力については、旧法第四十八条第四項の規定の例による。

第八条 この法律の施行前に支弁した旧法第四十九条の二、第五十条第六号及び第五十一条第一号の二に規定する費用の徴収については、なお従前の例による。

2

附 則（平成一〇年五月八日法律第五五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一〇年九月二八日法律第一〇号）

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分に係る部分を除く。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第七項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四项及び第五项、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（児童福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第六十五条 第百四十九条の規定による改正前の児童福祉法に基づき行われるべきであった措置に関する費用の支弁、負担及び徴収については、なほ従前の例による。

第七十四条 施行日前にされた行政手の処分に係る経過措置(厚生大臣に対する再審査請求に係る)

の第一百四十九条から第一百五十一条まで、第一百五十二条、第一百五十三条、第一百七十五条、第一百八十八条、第一百八十九条、第一百九十五条、第二百一十三条、第二百一十四条、第二百一十九条から第二百二十二条まで、第二百二十九条又は第二百三十八条の規定による改正前の児童福祉法第五十九条の四第二項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十二条の四、食品衛生法第二十九条の四、旅館業法第九条の三、公衆浴場法第七条の三、医療法第五十九条の四第二項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十二条の四、歯科技工士法第二十七条の二、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十条の八第五条の二、社会福祉事業法第八十三条の二第二項、結核予防法第六十九条、と畜場法第二十二条、柔道整復師法第二十三条、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十四条の二、知的障害者福祉法第三十条第二項、老人福祉法第三十四条第二項、母子保健法第二十六条第二項、柔道整復師法第二十三条、建築物に関する法律第四十一条第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十五条の規定に基づく再審査請求については、なお以前の例による。

事業の停止命令その他の処分は、それぞれこの法律による改正後の児童福祉法第四十六条第四項若しくは第五十九条第一項若しくは第三項、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第八条第一項（同法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）、食品衛生法第二十二条若しくは第二十三条、医療法第五条第二項若しくは第二十五条第一項、毒物及び劇物取締法第七十七条第一項若しくは第二項（同法第二十二条第四項及び第五項で準用する場合を含む。）、厚生年金保険法第一百条第一項、水道法第三十九条第一項若しくは第二項、国民年金法第六百六条第一項、墓事法第六十九条第一項若しくは第二項若しくは第七十二条第二項又は柔道整復師法第十八条第一項の規定により厚生大臣又は地方公共団体がした事業の停止命令その他の処分とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律

第二百五十一條 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、

報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「处分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）が施行日ついては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十四条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税
財源の充実確保の方途について、経済情勢の推
移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて
必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十一条の規定 公布の日

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成二年一二月八日法律第一五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで 略

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、一千三百五十五条、千三百六十六条、千三百二

十四条第二項、第千三百一十六条第二項及び
第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成二年五月二十四日法律第八二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条中児童福祉法第十一項第五号の改正規定及び同法第十六条の二第二項第四号の改正規定並びに附則第四条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行す

る。（児童福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前条の規定による改正前の児童福祉法（以下「旧法」という。）第十一項第五号に該当することにより同項に規定する児童福祉司に任用されていた者は、前条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新法」という。）第十一条第一項の規定にかかるらず、施行日以後も引き続き同項に規定する児童福祉司であることができる。

2

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成二年六月七日法律第一一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成二年六月七日法律第一二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成二年六月七日法律第一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年六月七日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

での規定並びに附則第三十九条中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第一百十九号）の次に次のように加える改正規定 平成十三年四月一日

二 第二条（社会福祉法第二条第三項第五号の改正規定を除く。）、第五条、第七条及び第十条の規定並びに第十三条中生活保護法第八十四条の三の改正規定（「収容されている」を「入所している」に改める部分を除く。）並びに附則第十一条から第十四条まで、第十七条から第十九条まで、第二十二条、第三十二条及び第三十五条の規定、附則第三十九条中国

有財産特別措置法第二条第二項第一号の改正規定（「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める部分を除く。）及び同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に二号を加える改正規定、附則第四十条の規定、附則第四十一条中老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十五条の改正規定（社会福祉事業法第五十六条第二号）第五十六条の改正規定を除く。）の規定 平成十五年四月一日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（児童福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 この法律の施行の際現に第八条の規定による改正後の児童福祉法（以下この条において「新法」という。）第六条の二第五項に規定する障害児相談支援事業（以下この条において「新法」という。）を行っている国及び都道府県以外の者であつて、旧社会福祉事業法第二条第三項第五号の改正規定並びに第四条、第九条及び第十二条（社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第一項第四号の改正規定（社会福祉事業法）を「社会福祉法」に改める部分及び第五十七条第一項）を「社会福祉法第六十二条第一項」を「第六十二条第一項」に改め部分に限る。）、同項第五号の改正規定（社会福祉事業法第五十七条第一項）を「社会福祉法第六十二条第一項」に改める部分に限る。）及び同条第二項第四号の改正規定を除く。）の規定並びに附則第九条、第十条、第二十一条及び第二十三条から第二十五条まで

て、施行日前一月以内に障害児相談支援事業を開始したものが、施行日において、相談事業に係る届出をしていないときは、その者は、当該障害児相談支援事業を開始した日から一月間は、新法第三十四条の三第一項の規定による届出をしないで、当該障害児相談支援事業を從前により引き続き経営することができる。

この法律の施行の際現に障害児相談支援事業を行っている國及び都道府県以外の者であつて、施行日前一月以内に相談事業に係る届出に届け出た事項に変更を生じたものが、施行日において、旧社会福祉事業法第六十四条第二項の規定による届出をしていないときは、その者は、当該変更を生じた日から一月間は、新法第三十四条の三第二項の規定による届出をしなり引き続き経営することができる。

当該障害児相談支援事業を從前の例により引き続き経営することができる。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十九条 附則第三条から前条までに規定するることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、な

お従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行前にした行為及び附則第二十六条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後

のものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（附 則（平成一三年六月二十日法律第五二号）抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附 則（平成一三年一月三十日法律第一三五号）抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附 則（平成一

改正規定、第五十九条第一項及び第三項の改正規定、同条第二項の次に二項を加える改正規定、同条に二項を加える改正規定、第五十九条の二を第五十九条の二の七とし、第五十九条の次に六条を加える改正規定、第五十九条の五第二項の改正規定、第五十九条の七の次に章名を付する改正規定、第六十条の次に三条を加える改正規定（第六十条の四に係る部分に限る。）並びに第六十二条の二の改正規定並びに附則第六条及び第十条の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四 前三号に掲げる規定以外の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（実施のための準備）

第二条 この法律による改正後の児童福祉法（以下「新法」という。）の円滑な実施を確保するため、都道府県知事は、新法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関及び新法第十八条の十八に規定する登録に関する事務に関し必要な準備を行うものとする。

（保育士に関する経過措置）

第三条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に保育士を養成する学校その他の施設として必要な条件を満たすものとして政令で定める学校その他の施設は、当該施行の日に新法第十八条の六第一号の規定により保育士を養成する学校その他の施設として指定されたものとみなす。

第四条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に保育士として必要な知識及び技能を有する者として政令で定める者は、新法第十八条の六に規定する保育士となる資格を有する者となす。

第五条 前条に規定する者であつて、新法第十八条の十八第一項の規定による登録を受けていないもの（新法第十八条の五各号のいずれかに該当する者を除く。）については、新法第十八条の二十三の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行後三年間は、適用しない。

（新法第五十九条の二第一項に規定する施設の届出に関する経過措置）

第六条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に新法第三十九条第一項に規定する業務を行つてゐる新法第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者について同項の規定を適用する

場合においては、同項中「その事業の開始の日（同条の規定により児童福祉施設の認可を取り消された施設にあっては、当該認可の取消しの日）から一月以内」とあるのは、「児童福祉法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百三十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から一月以内」とする。

（政令への委任）

第七条 附則第三条から前条まで及び附則第九条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一四年二月八日法律第一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年一月一九日法律第一一九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条 政府は、この法律の施行の状況を勘案し、母子家庭等の児童の福祉の増進を図る観点から、母子家庭等の児童の親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一四年一二月一〇日法律第一一九一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、附則第十条から第二十六条までの規定は、同日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（児童福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 前条の規定の施行の際現に改正前の児童福祉法（以下「この条において「旧法」といいう。）第二十七条第二項の規定による指定国立療養所等の指定を受けている医療機関については、前条の規定の施行の日に、改正後の児童福祉法（以下この条において「新法」という。）

第二十七条第二項の規定による指定医療機関の指定があつたものとみなす。

2 前条の規定の施行の際現に新法第二十七条第二項に規定する指定医療機関に入院している旧法第二十七条第二項、第三十一条第三項、第六十三条の二第二項及び第六十三条の三第一項の十三条の二第二項及び第六十三条の三第一項の措置に係る者については、新法第二十七条第二項、第三十一条第三項、第六十三条の二第二項及び第六十三条の三第一項の規定により当該指定医療機関に入院しているものとみなす。

(政令への委任)

第二十七条 附則第二条から第九条まで、附則第十一条から第十三条まで、附則第十五条、附則第十八条、附則第二十一条及び前条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第八条、第四十六条第四項及び第五十九条の五第二項の改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三一日法律第二一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の規定は、平成十六年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担(平成十五年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十六年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。)について適用し、平成十五年度以前の年度において実施又は事業の実施により平成十六年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担及び平成十六年度以降の年度に行われる第三条の規定による改正前の児童扶養手当法第二十一条の二の規定に基づく交付金の交付については、なお従前の例による。

附 則 (平成一六年一二月一日法律第一五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一六年一二月三日法律第一三二号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中児童福祉法第十二条の二の改正規定（同法第三十七条の改正規定（保健上の下に「安定した生活環境の確保」を加える部分及び「おおむね二歳未満の」を削る部分に限る。）及び同法第四十一条の改正規定（乳児を除いて、保護者のない児童）を「保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要な場合にのみ、乳児を含む。以下この条において同じ。）」に改める部分に限る。）

二 公布の日

第一条中児童福祉法第三十四条及び第六十条の改正規定並びに附則第五条の規定（児童の売買、児童買春及び児童ボルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書が日本国において効力を生ずる日）

三 第二条（次号に掲げる改正規定を除く。）

並びに附則第三条、第四条、第六条及び第十一条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定

平成十七年四月一日

四 第二条中児童福祉法第五十九条の四の改正規定及び附則第十条中児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十六条の改正規定（保護受託者に関する経過措置）

第二条 都道府県は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の児童福祉法（以下「旧法」という。）第二十七条第一項第三号の規定により保護受託者に委託されている児童については、第一条の規定による改正後の児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定にかかるらず、旧法第二十七条第五項又は第六項の規定によりその児童について定めた委託の期間が満了するまでの間は、従前の例により引き続き当該保護受託者に委託する措置を探ることができる。

（児童福祉司に関する経過措置）

第三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に任用されている児童福祉司は、第二条の規定による改正後の児童福祉法第十三条第二項の規定により任用された児童福祉司とみなす。

里親である者（第一条の規定による改正後の児童福祉法（以下この条及び次条において「新法」という。）第三十四条の十五第一項各号のいずれかに該当する者を除く。）については、この法律の施行の日から起算して一年間に限り、新法第六条の三第二項に規定する養育里親とみなす。ただし、当該者が同日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

第四条 この法律の施行の際現に新法第六条の二第六項に規定する地域子育て支援拠点事業を行っている市町村、社会福祉法人その他の者について社会福祉法第六十九条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「事業開始の日から一月」とあるのは、「児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十五号）」の施行の日から起算して三月以内とする。

この法律の施行の際現に新法第六条の二第七项に規定する「時預かり事業を行っている市町村、社会福祉法人その他の者について新法第十三条の十一第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十五号）」の施行の日から起算して三月以内」とする。

第五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正後の児童福祉法第六条の二第九項に規定する家庭的保育事業を行っている市町村について同法第三十四条の十

成二〇年一二月一九日法律第
五百三十九号
平成二十一年四月一日から
施行する。
びに附則第三条、第八条、第
一条及び第二十五条の規定 公
部改正に伴う経過措置)
定の施行の際現に同条の規定
童福祉法第七条第六項の規定
ては、前条の規定の施行の日
による改正後の児童福祉法第七
条の規定の施行に伴う必要な経過
措置を設けるものとする。
第三条から第十条まで、第十三
条の規定の施行に伴う必要な経過
措置を設けるものとみなす。
定めるもののほか、国立高度
センターの設立に伴い必要な経過
措置を設けるものとする。
る日から施行する。
タの設立に伴い必要な経過
措置を設けるものとする。
律の施行に關し必要な経過措
置を設けるものとする。
る。
成二二年一一月一〇日法律第
五百三十九号
平成二十四年四月一日から
施行する。
びに附則第三条、第八条、第
一条及び第二十五条の規定 公
部改正に伴う経過措置)
定の施行の際現に同条の規定
童福祉法第七条第六項の規定
ては、前条の規定の施行の日
による改正後の児童福祉法第七
条の規定の施行に伴う必要な経過
措置を設けるものとする。
第三条から第十条まで、第十三
条の規定の施行に伴う必要な経過
措置を設けるものとみなす。
定めるもののほか、国立高度
センターの設立に伴い必要な経過
措置を設けるものとする。
る日から施行する。
タの設立に伴い必要な経過
措置を設けるものとする。
律の施行に關し必要な経過措
置を設けるものとする。
る。
成二二年一一月一〇日法律第
五百三十九号
平成二十四年四月一日から
施行する。
びに附則第三条、第八条、第
一条及び第二十五条の規定 公
部改正に伴う経過措置)
定の施行の際現に同条の規定
童福祉法第七条第六項の規定
ては、前条の規定の施行の日
による改正後の児童福祉法第七
条の規定の施行に伴う必要な経過
措置を設けるものとする。
第三条から第十条まで、第十三
条の規定の施行に伴う必要な経過
措置を設けるものとみなす。
定めるもののほか、国立高度
センターの設立に伴い必要な経過
措置を設けるものとする。
る日から施行する。
タの設立に伴い必要な経過
措置を設けるものとする。
律の施行に關し必要な経過措
置を設けるものとする。
る。

正規定、同法第
第一項第一号の規
定、同法第四
二章第二節第三
加える改正規定
正規定、同法第
規定並びに同法
八条第二項の改
定(児童福祉法
正規定を除く)。
則第四条から第
十一条まで、第
に限る)。第四
条、第四十六条
五十三条、第五
条、第六十四条
第七十三条の規
での間において
(検討)

四条の二第三項及び旧同項(これららの相違の二第三項含む。)にては、なお第二十条附の日前に行第一項の指定の施行についての当該る。

第二十一条 行の日前に二十第一項の規定にては、なお第二十二条 法第五条第係る旧自立けている者改正後の児童いう。)第六条支援及び同様サービスに係る第一項の指この法律改正前の児童いう。)第七条施設又は旧施設の盲ろうあものに限るの二第一項は、施行第六条の二第三条の三にる新児童法定を受けたこの法律

規定を旧児童福祉法第六十三条の三において規定する児童発達支援に係る第二項に規定する児童不自由児施設（通所の施行の際現に旧児童福祉法第四十一条に規定する指定施設支援による障害児施設）において読み替えて適用する場合を除き、第一項に規定する指定施設支援による障害児施設給付費の支給について従前の例による。

四第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「児童福祉法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第八十五号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して一月以内に」とする。
(その他の経過措置の政令への委任)

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

改正規定（「、その有する能力及び適性に応じ一削る部分に限る。第三号において同じ。）並びに同法第七十七第三項及び第七十八条第二項の改正規定 第四条中児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定並びに第十条の規定並びに次条並びに附則第三十七条及び第三十九条の規定 公布の日

四十三条第一項及び第二項並びに第四十四条第一項及び第二項の基準の設定に当たつての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に行われた第四条の規定による改正前の児童福祉法(以下この条から別則第二十一条までにおいて「旧児童福祉法」という。)第二十一条第一項第一号に規定する児童の範囲に係る事務

第二十五条 施行日前に行われた日児童福祉法第

第二十五条 施行日前に行われた旧児童福祉法第二十四条の六の規定による旧自立支援法第五条第八項に規定する児童デイサービスに係る措置に要する費用についての市町村の支弁及び本人又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。附則第三十二条第三項において同じ。）からの費用の徴収については、なお従前の例による。

施行日前に行われた旧児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援に係る同項、旧児童福祉法第二十四条の五、第二十四条の六第一項及び第二十四条の七第一項の規定（これらの規定を旧児童福祉法第六十三条の三の二第三項において読み替えて適用する場合を除く。）の二第三項による障害児施設給付費、高額障害児食費等給付費の支給については、なお従前の例による。

第二十六条 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する施設給付決定（通所のみの利用に係るもの）を受けていた者（新児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定を受けたものとみなす。この場合において、当該入所給付決定を受けたものとみなされた者に係る同条第六項に規定する給付決定期間は、同条第四項の規定にかかるわらず、この法律の施行の際現にその者が受けている旧児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する給付決定に係る施設給付決定に係る同条第六項に規定する施設給付決定の残存期間と同一の期間とする。付定期間の残存期間と同一の期間とする。

第二十七条 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第四十二条に規定する知的障害児施設、旧児童福祉法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児童施設（通所のみにより利用されるものを除く。）、旧児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設（通所のみにより利用されるものを除く。）又は旧児童福祉法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設に係る旧児童福祉法第二十四条の二第一項の指定を受けたものとみなす。この場合において、当該指定を受けたものとみなされた施設に係る新児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設に係る新児童福祉法第四十三条の二第一項の指定を受けたものとみなす。この法律の施行の際現にその施設が受けている旧児童福祉法第二十四条の二第一項の指定に係る

日兒童福祉法第二十四条の十二第一項に規定する

第二十八条 前条の規定により新児童福祉法第十四条の二第一項の指定を受けたものとみなされた施設の設置者であつて、旧児童福祉法第十四条の十九の二第二項の規定による届出をしているものは、施行日に、新児童福祉法第二十四条の十九の二において準用する新児童福祉法第二十二条の五の二十五第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第二十九条 施行日前に行われた旧児童福祉法第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医療に係る同項の規定（旧児童福祉法第六十三条の三の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。）による障害児施設医療費の支給については、なお従前の例による。

第三十条 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第六十三条の三の二第三項の規定により読み替えて適用する旧児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する施設給付決定を受けている者であつて、満二十歳未満であるものについては、施行日に、新児童福祉法第二十四条の二十四第二項の規定により読み替えて適用する新児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定を受けた者とみなす。

第三十一条 施行日前に旧児童福祉法第二十六条第一項第二号又は第二十七条第一項第二号の規定により委託を受けてこれらの規定により行われる指導の事務に従事する者は従事している者に係る旧児童福祉法第二十七条の四の規定によるその事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なほ従前の例による。

第三十二条 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第二十七条第一項第三号又は同条第二項の規定による都道府県の措置（旧児童福祉法第三十三条第四項、第六十三条の二第三項又は第六十三条の三第二項の規定により旧児童福祉法第二十七条第一項第三号又は同条第二項に規定する措置とみなされる場合を含む。以下この条における同じ。）を受けて旧児童福祉法第七条第二項に規定する障害児施設支援を受けている者は、政令で定めるところにより、施行日に、新児童福祉法第二十二条の六、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第一項若しくは第二項若しくは知的障害者福祉法

法
(昭和三十五年法律第三十七号) 第十五条の

四若しくは第十六条第一項の規定による市町村の措置を受けて、又は新児童福祉法第二十七条第一項第三号又は同条第二項に規定する措置とみなされる場合を含む。次項において同じ。)を受けた、新児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児通所支援、新児童福祉法第七条第二項に規定する障害児入所支援又は新自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスを受けているものとみなす。

2 新児童福祉法第五十三条及び第五十五条の規定は、施行日以後に行われる新児童福祉法第二十一条の六の規定による市町村の措置又は新児童福祉法第二十七条第一項第三号若しくは同条第二項の規定による都道府県の措置に要する費用について適用し、施行日前に行われた旧児童福祉法第二十一条の六の規定による市町村の措置又は旧児童福祉法第二十七条第一項第三号若しくは同条第二項の規定による都道府県の措置に要する費用については、なお従前の例による。

3 施行日前に行われた旧児童福祉法第二十七条第一項第三号又は同条第二項の規定による都道府県の措置に要する費用についての都道府県の支弁及び本人又は扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

第三十三条 この法律の施行の際現に旧自立支援法第五条第八項に規定する児童デイサービスに係る旧自立支援法第七十九条第二項の届出をしているものは、施行日に、新児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童発達支援及び同条第四項に規定する放課後等デイサービスに係る新児童福祉法第三十四条の三第二項の規定による届出をしたものとみなす。

この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児通所支援事業を行つてゐる国及び都道府県以外の者であつて、当該障害児通所支援事業に相当する事業に供する施設に係る旧児童福祉法第三十五条第三項の届出をしてゐるもの又は同条第四項の認可を得てゐるものは、施行日に、新児童福祉法第三十四条の三第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第三十四条 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第三十五条第三項の届出を行い、又は同条第

第五条 施行日が平成二十四年四月一日前である場合には、施行日から同年三月三十一日までの間ににおける新児童福祉法第四十七条第五項の規定の適用については、同項中「通所給付決定若しくは入所給付決定」第二十一条の六若しくは」とあるのは「施設給付決定、保育の実施等又は」と、「又は保育の実施等を行つた」とあるのは「を行つた」とする。

一 第三条中児童福祉法第三十四条の十九の改正規定 公布の日
（児童福祉法の一部改正に伴う経過措置）
第四条 この法律の施行の際現に行われている第三条の規定による改正前の児童福祉法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護については、施行日に当該一時保護が開始されたものとみなして、第三条の規定による改正後の児童福祉法（次条第一項において「新児童福祉法」という。）第三十三条第五項の規定を適用する。

附 則（平成二十三年五月二十五日法律第五号）
この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。
附 則（平成二十三年六月三日法律第六一號）
抄

の関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の施行の日前である場合には、前条のうち、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号の改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、同法附則に三条を加える改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、「第七十四条」とあるのは「第七十五条」と、「第七十五条」とあるのは「第七十六条」とする。

して、この法律の規定による改正後の規定の施行について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又はこの法律の公布の日以後のいずれか遅い日から施行する。
二号
附 則（平成二十三年六月二二日法律第七
第百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日以後のいずれか遅い日から施行する。

の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第五条のうち児童福祉法第四十七条第二項の改正規定中「第四十七条第一項」とあるのは、「第四十七条第三項」とする。

附 則（平成二十三年六月二二日法律第七〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び独立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第七二号）

の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。)、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条(社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。)、第三十五条、第三十七条、第三十八条(水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。)、第三十九条、第四十三条(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。)、第五十一条(感染症の予防及び感染症

る法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防火街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第十七条から第十九条まで、第二十二条（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十二条の五の十五、第二十二条の五の二十三、第二十四条

第二条 第十一条(横道改革特別区域)第十九条の改正規定による。)、第十四条(地方自八条の改正規定による。)、第十五条(地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法(昭和四十三年法律第九十九号)の項、都市計画法(昭和四十三年法律第八百号)の項、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十一年)の項、環境基本法

附 則 (平成二十三年六月二十四日法律第七号)
施行期日) 抄
一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
附 則 (平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄
(施行期日)
一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

及び第五十九条の二の改正規定を除く。)、第一百二十一条(都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第一百三十九条の三、第一百四十一条の二及び第一百四十二条の改正規定に限る)、第一百二十五条(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く)、第一百二十八条(都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く)、第一百三十一条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別

第三百三十九条 第五百条（駅車場法第四条の改正規定を除く。）、第七百七条、第八百八条、第八百九十条（都道府県近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第一百六十一条（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第一百八十八条（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第六十六条及び

の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る)、第五十四条(障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く)、第六十五条(農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く)、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条(道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る)、第一百一条(土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る)、第一百二条(道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る)、

(地域における多様な主体の連携による生物多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二号)第四条第八項の改正規定に限る)、第一百九条、第一百二十一条の二並びに第一百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日

三 第十四条 (地方自治法別表第一社会福祉法事法(昭和二十六年法律第四十五号)の項及び墓石法(昭和三十五年法律第一百四十五号)の項の改正規定に限る)、第二十二条(児童福祉法第二十一条の十の二の改正規定に限る)

第三十四条(社会福祉法第三十条及び第五十六条並びに別表の改正規定に限る)、第三十八条(水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定に限り)、第四十条及び第四十二条の規定並びに附則第二十五条第二項及び第三項、第二十七号、第四項及び第五項、第二十八条、第二十九号並びに第八十八条の規定 平成二十五年四月一日

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 第二十二条の規定(児童福祉法第二十条の五六、第二十一条の五の十五、第二十四条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の五の二十三、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十七、第二十四条の二十九及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。以下この条において同じ。)の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第二十二条の規定による改正後の児童福祉法(以下この条及び附則第七百二十三条第二項において「新児童福祉法」という。)第二十一条の五の十五第三項(新児童福祉法第二十四条の九第二項において準用する場合を含む。)に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、新児童福祉法第二十一条の五の十五第三項(新児童福祉法第二十四条の九第二項において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県の条例で定める者とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によら

第四十一章

(政令への委任)
第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

十四条の二十八第一項（旧児童福祉法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）の指定又は指定の更新の申請であつて、この法律の施行の際、指定又は指定の更新がな

1

十四条の二十八第一項（旧児童福祉法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）の指定又は指定の更新の申請であつて、この法律の施行の際、指定又は指定の更新がな

10

四条の二十八第一項（旧児童福祉法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む）の指定又は指定の更新の申請であつて、の法律の施行の際、指定又は指定の更新がな

72

の二十八第一項（旧児童福祉法第二十四十九第四項において準用する場合を含む）の施行の際、指定又は指定の更新がな

卷之三

十八第一項（旧児童福祉法第二十四
第四項において準用する場合を含
め又は指定の更新の申請であつて、
施行の際、指定又は指定の更新がな

前

第一項（旧児童福祉法第二十四項において準用する場合を含む指定の更新の申請であつて、その際、指定又は指定の更新がな

列二

項（旧児童福祉法第二十四
条の規定を準用する場合を含
む）の更新の申請であつて、
指定又は指定の更新がな

よ

旧児童福祉法第二十四
条、
て準用する場合を含
丈新の申請であつて、
定又は指定の更新がな

o

童福祉法第二十四
半用する場合を含
の申請であつて、
は指定の更新がな

(以下「新法」という。)の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

児童福祉法第二十一条の五の事業の実施に要する費用についての都道府県及び国庫の負担、同条に規定する医療の給付を行う場合における当該措置に要する費用に係る支払命令並びに当該費用についての本人又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。
(施行前の準備)

第四条 厚生労働大臣は、この法律の施行前ににおいても、新法第六条の二第一項の規定の例により、小児慢性特定疾患を定めることができる。

前項の規定により定められた小児慢性特定疾患は、施行日において新法第六条の二第一項の規定により定められたものとみなす。

第五条 厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、新法第六条の二第二項の規定の例により、小児慢性特定疾患の状態の程度を定めることができる。

前項の規定により定められた小児慢性特定疾患の状態の程度は、施行日において新法第六条の二第二項の規定の例により定められたものとみなす。

第六条 都道府県知事は、この法律の施行前においても、新法第十九条の三第一項及び第二項の例により、指定医の指定をすることができる。

第七条 都道府県知事は、この法律の施行前においても、新法第十九条の四（第三項を除く。）の規定の例により、小児慢性特定疾患審査会を置くことができる。

第八条 前項の規定により置かれた小児慢性特定疾患審査会は、施行日において新法第十九条の四の規定により置かれたものとみなす。

第七項の規定により置かれた小児慢性特定疾患審査会の委員の任期は、新法第十九条の四第三項の規定にかかるらず、平成二十八年十二月三十日までとする。

第十条 この法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、新法第十九条の三の規定による医療

<p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定めることとする。</p>
<p>附 則 (平成二六年六月四日法律第五一号)抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 第十一条(児童福祉法第十八条の六第一号及び第十八条の七第一項の改正規定に限る)</p> <p>この規定(子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>(処分、申請等に関する経過措置)</p> <p>第七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定について、当該各規定(以下この条及び次条において同じ。)の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この項において「处分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際に現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされたりする許可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後その他の行為は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。</p>

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六
七号) 抄

(施行期日)

一 条の規定 公布の日

(処分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。
(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)
第三十条 附則第三条から前条までに定めるもの
のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置
(罰則に関する経過措置を含む)は、政令(人
事院の所掌する事項については、人事院規則)
で定める。
**附 則 (平成二六年六月一三日法律第六
九号) 抄**
(施行期日)
第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十
六年法律第六十八号)の施行の日から施行す
る。
(経過措置の原則)
第五条 行政庁の处分その他の行為又は不作為に
ついての不服申立てであつてこの法律の施行前
にされた行政庁の处分その他の行為又はこの法
律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為
に係るものについては、この附則に特別の定め
がある場合を除き、なお従前の例による。
(訴訟に関する経過措置)
第六条 この法律による改正前の法律の規定によ
り不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その
他の行為を経た後でなければ訴えを提起できな
いこととされる事項であつて、当該不服申立て
を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起
すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが
他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ
の他の行為を経た後でなければ提起できないと
される場合にあつては、当該他の不服申立てを
提起しないでこの法律の施行前にこれを提起す
べき期間を経過したものと含む。)の訴えの提
起については、なお従前の例による。
この法律の規定による改正前の法律の規定
(前条の規定によりなお従前の例によることと
される場合を含む)により異議申立てが提起
された処分その他の行為であつて、この法律の
規定による改正後の法律の規定により審査請求
に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え
を提起することができないこととされるものの
取消しの訴えの提起については、なお従前の例
による。
(不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ
他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の
施行前に提起されたものについては、なお従前
の例による。
(罰則に関する経過措置)
第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則
第五条及び前二条の規定によりなお従前の例に
の例による。

新児童福祉法第五十三条第七号の三、第五十三条及び第五十六条第二項の規定は、施行日以後に行われる新児童福祉法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助の実施に要する費用について適用し、施行日前に行われた旧児童福祉法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助の実施に要する費用についての都道府県の支弁及び国庫の負担並びに当該費用についての本人又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

(一時保護施設の基準に関する経過措置)

第六条 新児童福祉法第十二条の四第一項に規定する一時保護施設に係る同条第二項に規定する基準については、施行日から起算して一年を超えない期間内において同項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項に規定する内閣府令で定める基準をもって、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

(障害児入所給付費等の支給の申請に関する経過措置)

第七条 新児童福祉法第二十四条の二十四第二項の規定による障害児入所給付費等(児童福祉法第五十条第六号の三に規定する障害児入所給付費等をいう。)の支給の申請は、この法律の施行前においても、児童相談所長の意見を聽くことができる。

(障害児入所施設に在所させる措置等に関する経過措置)

第八条 都道府県知事は、新児童福祉法第三十一條の二第一項又は第二項の場合においては、この法律の施行前に在所させる措置等に係る経過措置(親子再統合支援事業等に関する経過措置)

</

(政令への委任)
第六条 この附則に定めるもののほか、この法律

の施行に關し必要な経過措置は、政令で定め
る。

附 則 (令和四年一二月一六日法律第一 〇四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条中精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保健福祉法」という)の改正規定及び精神保健福祉法第五条の改正規定(精神病質)を削る部分に限る。並びに附則第三条、第二十三条及び第四十三条の規定

二 第一条の規定、第四条中児童福祉法第二十一条の五の七第一項、第三十三条の十八第一項、第三十三条の二十第五項及び第三十三条の二十二の改正規定並びに第三十三条の二十の次に二条を加える改正規定、第七条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、第九条中障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という)第五条、第二十条、第二十二条、第四十五条の三第二項、第三項及び第七項並びに第七十四条の三第四項の改正規定、第十三条中身体障害者福祉法第九条第二項から第四項までの改正規定並びに第十四条中知的障害者福祉法第九条第二項から第四項までの改正規定並びに附則第四条、第十条、第十二条、第二十一条、第二十二条、二十四条、第三十六条及び第三十七条の規定

令和五年四月一日

三 第四条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)及び第十二条の規定並びに附則第七条及び第十八条の規定

令和五年十月一日

四 第三条の規定、第六条の規定、第八条中精神保健福祉法第四条第一項の改正規定、第十一条の規定(第二号に掲げる改正規定を除く)、第十四条の規定(同号に掲げる改正規定を除く)及び第十五条中精神保健福祉法第二条の改正規定(第五条第十八項)を「第五条第十九項」に改める部分に限る。並びに附則第六条、第二十七条、第二十八条、第三十一条から第三十四条まで、第三十八条、第四十一条及び第四十二条の規定

の規定が公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途と

して、この法律による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、精神保健福祉法、障害者雇用促進法及び難病の患者に対する医療等に関するものとする。

第七条 第四条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る)による改正後の児童福祉法(以下「第三号改正後児童福祉法」という)第十九条の三第八項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という)以後にされる児童福祉法第十九条の三第一項の申請に係る同条第三項に規定する医療費支給認定(以下この条及び次条において「医療費支給認定」という)について適用し、第三号施行日前にされた同法第十九条の三第一項の申請に係る医療費支給認定については、なお従前の例と、「前の日」とあるのは「前の日又は令和五年十月一日」とする。

福第十九条の三第八項中「又は当該医療費支給認定」とあるのは「当該医療費支給認定」とある。

この場合において、第三号改正後児童福祉法(以下「同意小児慢性特定疾病関連情報に関する経過措置」という)に規定する医療費支給認定患者の同意を施行日前に得て、厚生労働大臣に提供した医療費支給認定に係る同法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾患児童等に関する情報は、第五条の規定による改正後の児童福祉法第二十一条の四五項の規定により提供された同項に規定する同意小児慢性特定疾病関連情報とみなす。

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 刑法施行日の前までの間ににおける第五条の規定による改正後の児童福祉法第六十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の適用についても、同様とする。

附 則 (令和五年五月八日法律第一九
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び第四条の規定並びに次条並びに附則第七条及び第二十条の規定

公布の日から起算して三月を経過した日

二 及び三

四 次に掲げる規定

(政令への委任)

第四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

五 次に掲げる規定 令和八年四月一日

イ 及びロ 略

ハ 第四条中児童福祉法第三十四条の十五第五項ただし書の改正規定

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (令和六年六月一六日法律第五
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

一 第三条及び第四条の規定並びに次条並びに附則第七条及び第二十条の規定

公布の日から起算して三月を経過した日

二 及び三

四 次に掲げる規定

(政令への委任)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定

公布の日から起算して三月を経過した日

二 及び三

四 次に掲げる規定

(政令への委任)

第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

二 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定

公布の日から起算して三月を経過した日

三 及び四

五 次に掲げる規定

(政令への委任)

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。

二 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条

公布の日から起算して三月を経過した日

三 及び四

四 次に掲げる規定

(政令への委任)

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。

二 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条

公布の日から起算して三月を経過した日

三 及び四

四 次に掲げる規定

(政令への委任)

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。

二 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条

公布の日から起算して三月を経過した日

三 及び四

四 次に掲げる規定